

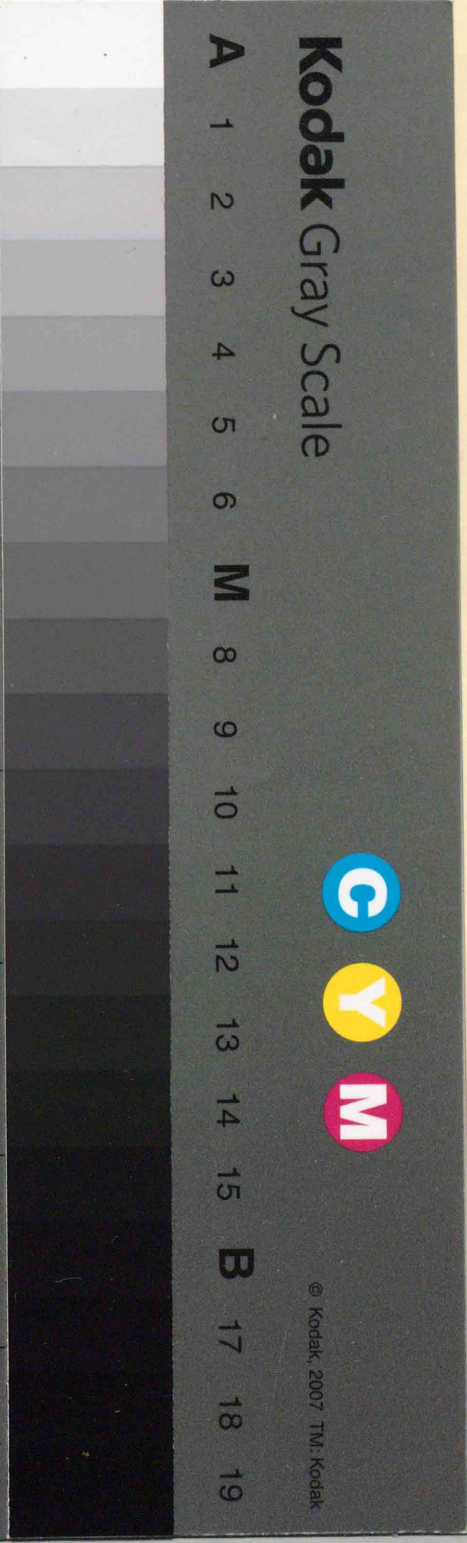
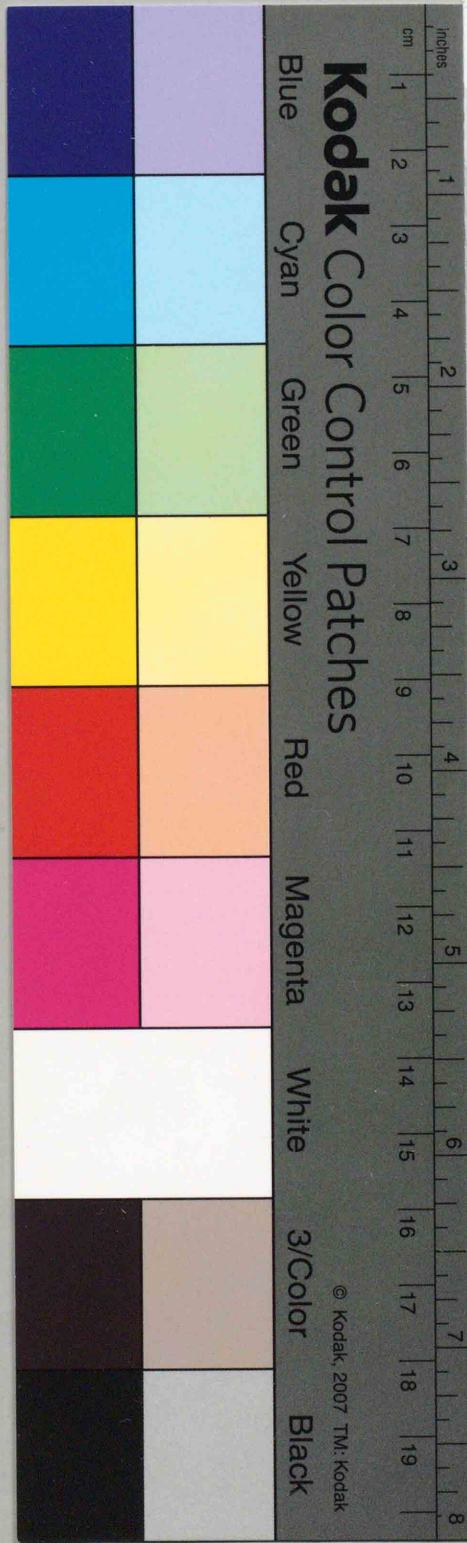
文部省檢定濟

教科書文庫  
4  
210  
42-1926  
2000082106

女學  
校用  
修訂  
日本歷史  
改訂版  
上卷

文學博士 萩野由之 著  
文學士 龍 肅 訂補

東京  
合資  
會社  
富山房發兌



43024  
教科書文庫  
4  
210  
42-1926  
20000  
82106



© Kodak, 2007 TM: Kodak



資料室  
大正十五年二月十二日  
文部省檢定  
高等女子學校歷史科用

教科書文庫  
4  
210  
42-1926  
2000082106

女學  
校用  
修訂  
日本歷史  
改訂版  
上卷

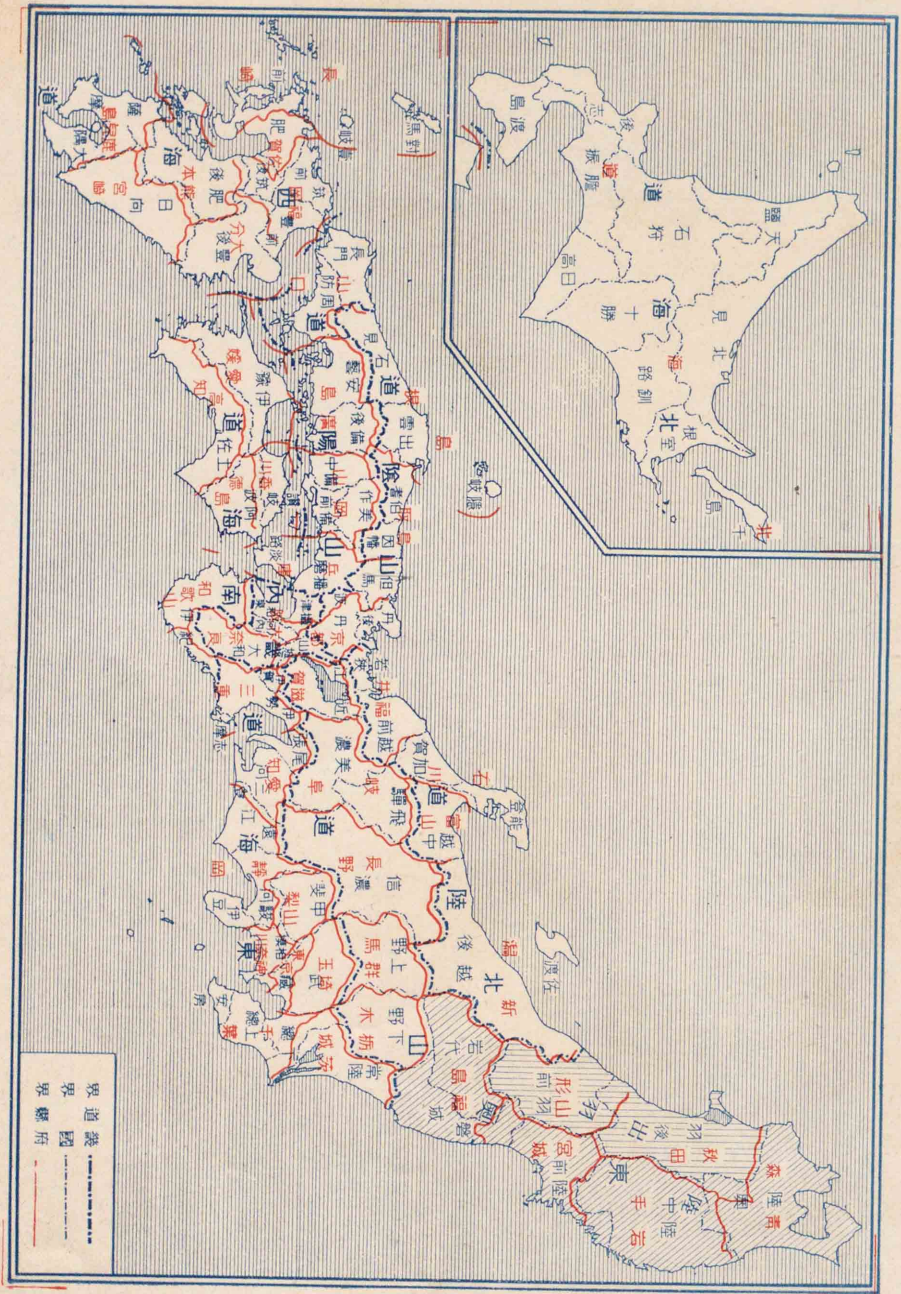
文學博士 萩野由之 著  
文學士 龍 肅訂補

東京  
合資  
會社  
富山房發兌

広島大学図書  
2000082106

46  
210  
大15

録



圖劃區縣府國道畿畿



例言

故文學博士萩野由之著の女學校用修訂日本歴史は、大正十一年に發行せられて以來既に四星霜を閲したり。その間絶えざる社會の發展に伴ひ、歴史的事實も亦漸く多きを加へたれば、その改訂を要すること眞に切なるものあり。余が恩師にして岳父たる著者は、銳意改訂の業に従ひつゝ、ありしに、大正十三年の春俄に逝きて、その業終に成らざりき。故著者の遺族及び發行者はこれを惜しみ、その遺業を余に囑せられたり。余顧みて不才その任にあらざるを思ひたれど、故著者との係縁はこれを辭し難く、敢へてこの難事業に當ることとはなれり。幸ひ本書上梓以來多數の採用者及び教授者各位より寄せられたる高見を尊重して茲に改訂に着手し、殆ど從來の面目を一變するまでに修正を施せり。今その特に留意せし點を舉

ぐれば左の如し。

- 一、常に一般教科書に見る弊害即ち行文の餘り難澁に過ぎたるを改め、力めて文章を簡潔にし、用語を平易にし、史的名辭には振假名を加へ以て生徒の豫習復習に便ならしめたり。
- 一、最近の重要事件を増補して、現在と密接ならしめたり。
- 一、編者は生徒をして徒勞することなく、理解的に史實を習得せしめんことを欲し、殊更に表解的記載を避けたり。これ多くの歴史教科書が徒に史實を表解的に記し、生徒の暗記の用に供せるに賛せざればなり。
- 一、歴史は單に史實を列記して能事畢れりとするべきものにあらず。讀者をして能くその史實の真相を捉へ興味を起さしめざるべからず。本書は上欄及び行文中に於て聊か工夫を施し、この點に留意したり。

思ふに本書をしてその目的のために完璧ならしめんには、尙改善に改善を謀るべき要あること言を俟たず。教授者各位の有益なる忠言を賜はらんこと、切望の至に堪へざるなり。

大正十四年七月

訂補者識す

女學  
校用  
修訂日本歷史  
改訂版

上卷目次

第一期 上古

第一章	神代	一
第二章	神武天皇	三
第三章	崇神天皇 垂仁天皇	五
第四章	日本武尊	八
第五章	三韓 任那及び三國 神功皇后	一〇
第六章	仁德天皇 雄略天皇	一四
第七章	朝鮮半島の變遷	一七
第八章	佛教の傳來 蘇我物部兩氏の爭	一九
第九章	聖德太子	二一

第十章	蘇我氏の滅亡……………	二四
第二期	大化の新政及び奈良時代	
第十一章	大化の新政……………	二六
第十二章	蝦夷及び朝鮮……………	二八
第十三章	天智天皇 律令の撰定……………	三一
第十四章	奈良奠都 隼人及び西南諸島……………	三四
第十五章	聖武天皇 光明皇后 佛教……………	三七
第十六章	奈良時代の文化……………	三九
第十七章	和氣清麻呂 廣蟲……………	四二
第三期	平安時代	
第十八章	桓武天皇……………	四六
第十九章	嵯峨天皇 檀林皇后 佛教の新宗派 漢文學……………	四八

第二十章	攝政 關白……………	五一
第二十一章	菅原道真……………	五三
第二十二章	朝鮮半島 渤海國……………	五五
第二十三章	地方の状況 承平天慶の亂……………	五七
第二十四章	藤原氏の榮華……………	六一
第二十五章	平安時代の文化……………	六三
第二十六章	刀伊の入寇 前九年の役……………	六八
第二十七章	後三條天皇 院政 僧兵……………	七〇
第二十八章	後三年の役……………	七二
第二十九章	源平二氏の盛衰……………	七四
第三十章	平氏の滅亡……………	七九
略年表	第一 上古……………	二四―二五
略年表	第二 大化の新政及び奈良時代……………	四四―四五

略年表 第三 平安時代……………八四一

目次終

女學 校用 修訂日本歴史 改訂版上卷

文學博士 萩野由之 著  
文學士 龍 肅訂補

第一期 上古

第一章 神代

天照大神  
伊弉諾尊  
伊弉册尊  
高天原

大國主命  
素戔嗚尊

瓊杵尊

天照大神 傳へいふ太古伊弉諾尊伊弉册尊といへる御夫婦の神ましましき。その御子天照大神は御徳高くして高天原を治め耕作養蠶機業等をすゝめ給ひき。

大國主命 大神の御弟素戔嗚尊は出雲にましまし朝鮮半島にも往來し給ひき。その御子大國主命に至り山陰北陸を平げ勢遠近に振へり。大神は御孫瓊々杵尊をしてこの國を治めしめ給はんこ



經津主神  
武甕槌神  
杵築宮

國體確定の神  
勅  
豐葦原瑞穗國

天日嗣

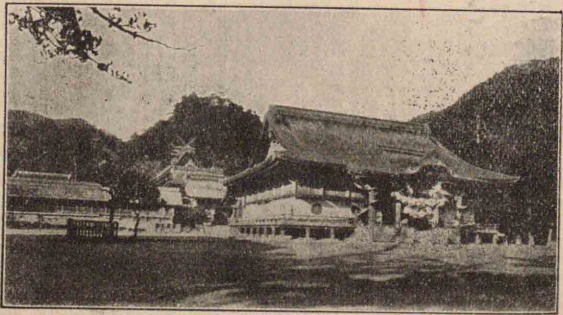
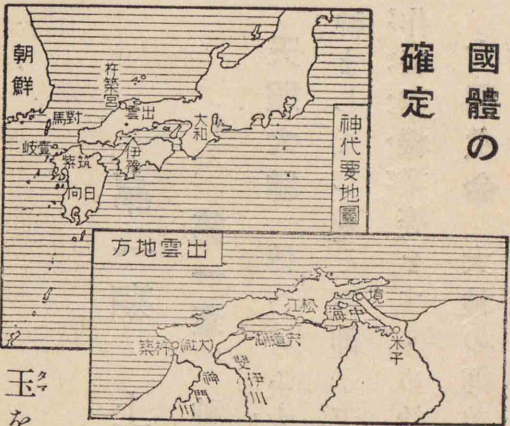
三種の神器

出雲大社

て、經津主神武甕槌神を出雲に遣し、大國主命に諭さしめしかば、命乃ち詔に従ひ、その領土を奉りて、杵築宮雲今出に退き給へり。

### 國體の確定

皇孫ゆいて治めよ、天日嗣の隆えまさんこと、天壤と共に窮なかるべし。このたまひ、八咫鏡、叢雲劍、八坂瓊勾玉を授け給ひ、且この鏡を見ること我を見るが如くせよ。と仰せられき。これよりこの三種の神器は、代々の天皇相傳へて皇位の御しるしとし給へり。かくて我が國體は



天兒屋根命  
天太玉命  
天忍日命  
高千穂宮

神武天皇の御東征

長髓彦

ここに確定し、萬代にわたりて動くことなし。

**天孫降臨** やがて瓊々杵尊は、天兒屋根命の祖、天太玉命の祖、天忍日命の祖、天太玉命等の祖を率ゐて日向に降り、高千穂宮にましまし、以後御孫まで三代の間この地にいましき。この時代までを神代といふ。

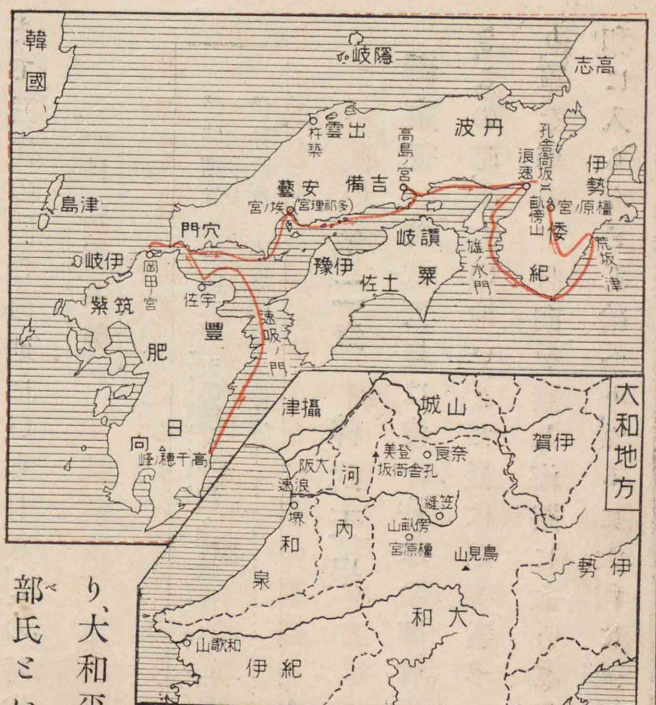
### 神代御系圖

伊弉諾尊 天照大神 天忍穗耳尊 瓊々杵尊 彦火々出見尊 鸕鷀草薙不合尊 神武天皇  
伊弉册尊 素戔鳴尊 大國主命..... 五十鈴媛命

### 第二章 神武天皇

**御東征** 神武天皇は瓊々杵尊の御曾孫にて、初は日向にいましき。この時、東方の地はまだ従はざる者多かりしかば、皇兄たちと謀り、軍を率ゐて日向を發し、海路によりて難波今大阪につき、進みて大和に入らんとし給へり。然るに大和に長髓彦といふ者あり。天神の

饒速日命  
道臣命  
欽傍山  
檀原宮  
五十鈴媛



即位 ここに於て、天皇欽傍山和の大麓なる檀原の地に皇居をつくり、神器を置かせられ、即位の禮を行ひたまひ、大國主命の後なる、五十鈴媛命を立てて皇后とし給へり。これ實に我が紀元元年なり。

子饒速日命を奉じて皇軍を拒ぎ奉りしかば、天皇路をかへて紀伊より大和に向ひ給ふ。皇軍の將道臣命天忍日先鋒となり、行く行く各地の賊を降ししかば、饒速日命も長髓彦を殺して來り降り、大和平ぎぬ。饒速日命の後を物部氏といふ。

國造  
縣主  
神器奉祀  
笠縫邑  
四道將軍  
大彥命  
武渟川別命  
吉備津彥命  
丹波道主命

政治 かくて朝廷には、天皇みづから政を聽き給ひ、中臣齋部の二氏祭祀を掌り、大伴物部の二氏武事を掌り、また地方には國に國造を置き、縣に縣主を置き、功臣またはその地の豪族をしてその職をつとめしめき。

第三章 崇神天皇 垂仁天皇

崇神天皇 神武天皇より八代凡そ五百年を経て崇神天皇位に即き給へり。天皇は敬神の御心篤く、神器と同殿にましますを畏多しと思し召し、鏡と劍とを大和の笠縫邑に遷し、鏡を御靈代として天照大神を祀り、別に鏡劍を模造して、玉と共に殿中に留め給へり。

この頃、遠き國々にはなほ天皇の命に従はざるものありしかば、天皇は皇族の中をえらび、大彥命を北陸道に、武渟川別命を東海道に、吉備津彥命を山陽道に、丹波道主命を山陰道に遣して、従はざる

古墳發掘品



豐城入彦命

調の制

倭姫命

内宮

者を討ち平げしめ給へり。世にこれを四道將軍といふ。その後、また皇子豐城入彦命をやりて東國を鎮めしめ給ひければ、これより皇威漸く四方に及べり。

天皇始めて人口をしらべ調として男よりは狩獵の獲物を、女よりは手業の織物などを奉らしめぬ。また御心を民政に用ひたまひ、諸國に船を造らしめて交通を便にし、また多く池溝を掘らしめて農事をすゝめ給ひしかば、産業大いに興り、人々泰平を樂しめり。

垂仁天皇 崇神天皇につぎて垂仁天皇立ち給へり。天皇また深く御心を民事に用ひ給ひ、諸國に令して多くの池溝を開かしめ、水利を便にし、農業をすゝめ給へり。

天皇また皇女倭姫命をして、鏡劍を笠縫邑より更に伊勢の五十鈴川のほとりに遷し祀らしめ給へり。今の内宮神宮大は即ちこれなり。

殉死の禁

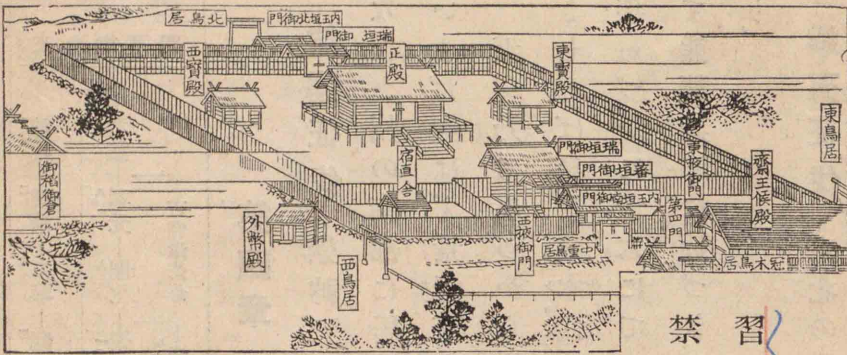
野見宿禰

埴輪

皇大神宮

嘉永二年  
の造營の  
時の圖

大正十年神宮社内に  
倭姫命を祀り別  
宮とせられたり。

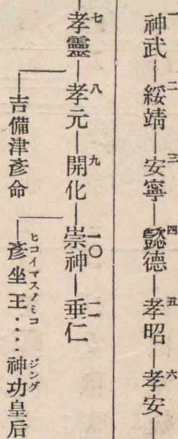


この頃、貴人死すれば近臣これに殉死する風習あり。天皇深くこれをあはれみ、かたくこれを禁じ給ひ、後、皇后の崩ホウぜられし時、野見宿禰ノミヤノミの議により、埴輪ハニワを以て人にかへしめ給へり。

**上古の風俗** 埴輪は埴土ハニツチを以て人馬な

ごの形を造り、墓のまはりに輪の如くたてたるものにて、今も往々古墳コフンのほごりより発見せられ、上古の風俗を想オモはしむ。當時の人は、多く麻楮アサギの皮にて織れる筒袖ツツそでの衣に裳モをまこひ、下に褌ハカマをはき、勾玉カマゴメ管玉ツツタマなどに頸腕ネコウデなごをかざり、男は髪カミを「みづら」に結び、女は鬘カマに結び、或は「下髪サゲカミ」にせり。また食器には素焼ソウヤキの土器を用ひ、家は丸木マキのまゝ、柱

天皇御系圖



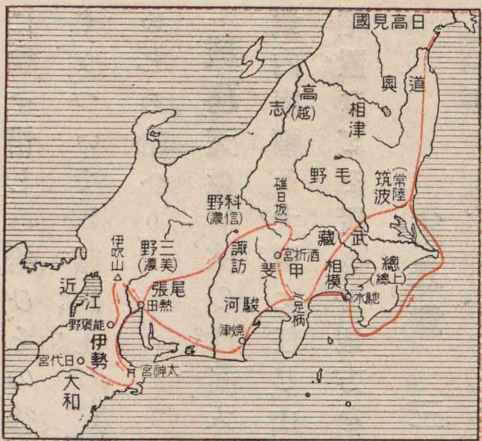
第四章 日本武尊

熊襲  
蝦夷

**熊襲征伐** 崇神天皇の御時より皇威遠く四方に及びたりしが、なほ九州の南部に居れる熊襲と東北地方にはびこれる蝦夷とは、いまだ従はず景行天皇の御代に及びしはそむきさわげり。天皇乃ちみづから熊襲を討ち平げ給ひしが、まもなく、またそむきしかば、皇子日本武尊をやりてこれを討たしめ給へり。時に尊、御年わづかに十六にておはせしが、智勇すぐれ給ひしかば、女の装して熊襲梟帥に近づき、これを誅し、その餘類をも平げてかへり給へり。

武内宿禰

**蝦夷征伐** 東北の蝦夷は、さきに武内宿禰をして、視巡らしめ給



日本武尊東征地圖

ひしが、ここに至りまたそむきしかば、天皇更に日本武尊をしてこれを討たしめ給へり。尊はまづ伊勢におもむき、神宮に詣でて御叔母なる倭姫命より叢雲劍を受け給ひ、進みて駿河にいたりし時、賊の爲に野火の難に遭ひ給ひしが、かの劍もて草薙ぎはらひ、却つて賊を焼きほろぼし給へり。これよりこの劍を草薙劍といふ。かくて尊は相模より船にて上總にわたり給ふ時、風浪あれて御船甚だ危かりしかば、妃弟橘姫は尊の御身にかはらんこて、神に祈りて海に入り給ひき。やがて尊は事なく上總につき給へり。尊はこれより進みて陸奥の蝦夷を平げ、歸路には甲斐信濃を經

草薙劍  
弟橘姫

能褒野

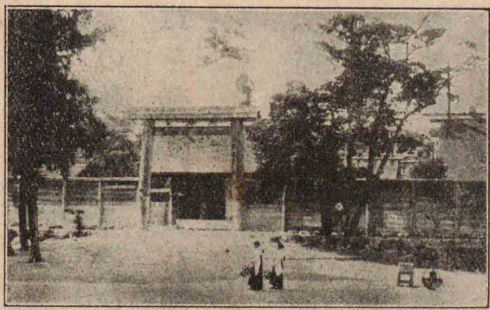
熱田神宮  
名古屋古屋市にあり

御諸別王

大臣の始

稻置

て尾張に出で、近江の賊を討ち給ひしが、こ  
にて御病にかゝらせられ、遂に伊勢の能褒野  
にて薨じ給ひぬ。御年三十二なりき。かの劍は  
尾張にござめ給ひしかば、後ここに宮をたて  
てこれを祀れり。熱田神宮これなり。天皇大い  
に尊を惜しみ給ひ、その後、みづから東國をめぐり、ついで御諸別王命の曾孫をして東國を鎮めしめ給へり。



**成務天皇** 次の成務天皇は、東西の國々みな既に定まりければ、武内宿禰を大臣に任じ、山河の形勢によりて國縣を分ち、國造縣主、稻置などを置きて地方を治めしめ給へり。

第五章 三韓 三國及び任那 神功皇后

古朝鮮  
馬韓  
弁韓  
辰韓

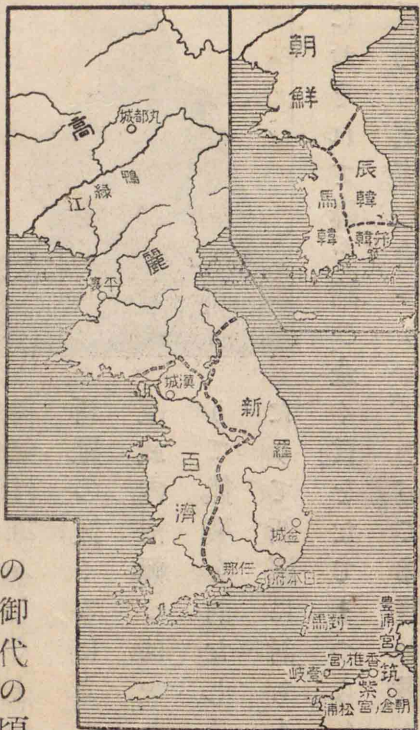
新羅

高麗

百濟

加羅

圖地韓三 圖地國三



**三韓** 上古の朝鮮半島は、北部を古朝鮮といひ、南部を三韓と稱せり。三韓は馬韓、弁韓、辰韓にわかれ、我が國に近きにより、神代の昔より既に相往來せり。古朝鮮は、後に支那の領地となり、我が國とは交通稀なりき。

三國 崇神天皇

の御代の頃、辰韓の地に新羅起り、やがてもこの古朝鮮の地方は高麗となり、次の垂仁天皇の御代の頃には、高麗の一族馬韓を取りて、百濟國を建て、弁韓は新羅に併せられ、ここに半島内に三國並び立てり。これよりさき、弁韓の一部に加羅といへる小國あり。新羅に攻められ、援を我が國に請ひ

日本府  
任那

神功皇后御  
木像の薬師  
寺和の多天  
皇の御代の  
作と傳へら  
る。

三國服従

しかば崇神天皇は軍を出してこれを鎮めしめ給へり。これ後の日本府の起なり。ついで垂仁天皇は、國名を任那と賜へり。  
**神功皇后** 仲哀天皇の御代に至り熊襲またそむきければ、天皇は皇后と共に親征し給ひしが、にはかに陣中に崩じ給へり。皇后は



御氣性雄々しくましまし、熊襲の強きは新羅の援くるによることを察し給ひ、大臣武内宿禰はかり喪を祕し、別將をやりて熊襲を討たしめ、御みづから海をわたりて新羅に討ち入り給ひぬ。新羅王大いにおそれて降を請ひ、永く貢をたてまつらんことを誓ひければ、皇后乃ち凱旋し給へり。八六。やがて熊襲も服し、百濟も高麗も相ついで貢をたてまつり、半島悉く我に従へり。皇后筑紫九州の北にかへりて應神天皇を生み給ひ、これより久しく政を攝し給へり。後世尊

阿直岐  
王仁  
論語千字文  
稚郎子

香椎宮の東  
福岡市の東  
にあり、仲  
哀天皇神功  
皇后を祀  
る。

阿知使主

弓月君(融通王  
の祖)秦氏

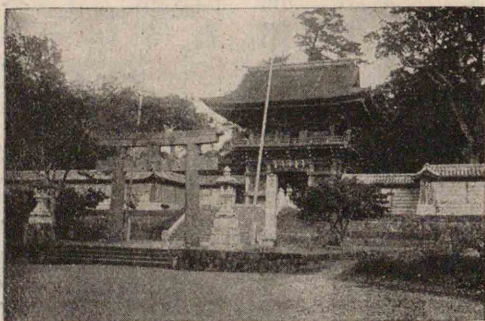
びて神功皇后と稱し奉る。

**學問の傳來**

朝鮮半島の地は、夙に支那と交通してその學問・技藝を傳へ、文化進み居たりき。さればこの後、彼我的交通しげきにつれて、支那の學藝次第に我が國に入り來れり。應神天皇の御代に、百濟の人阿直岐來り、ついで博士王仁も召され來て、五年、論語千字文を獻じ、皇子稚郎子はこの二人を師として學問し給ひ、これより次第に漢字を用ひて事を記すこと始れり。またこの御代には、支那の人阿知使主も多くの人を率ゐ來り、その子孫は王仁の子孫と共に朝廷に仕へて記録を掌れり。

**工藝の傳來**

この頃、また支那の人弓月君も數多の人を率ゐ來て、養蠶織物などの法を傳へしが、天皇は更に阿知使主を吳にやり



應神天皇の頃より各地に市場起りし。布・布などを用いて交易を行へり。

て、織物・裁縫の女工をも召し給へり。吳は當時支那の東南部をいへり。かくて歸化せる人民甚だ多くなり、諸國にわかれ居て盛に絹を織り出し、その他の工藝技術も引きつゞき入り來りしかば、我が文化も大いに進歩せり。

### 第六章 仁德天皇 雄略天皇

仁德天皇 應神天皇崩じ給ひし後、皇太子稚郎子は御位を御兄にゆづらんとして自殺し給ひしかば、仁德天皇やむを得ずして即位し給ひ、當時海外と交通の要地たりし難波に都し給ひぬ。

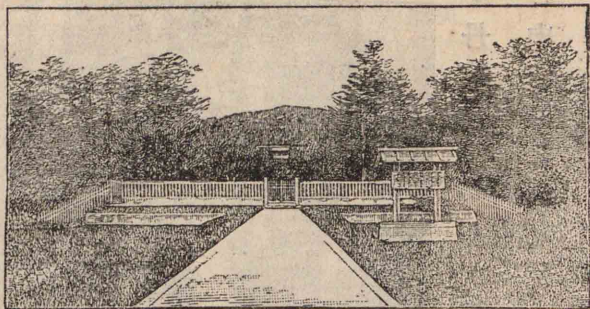
免租

高殿に登りて見れば天の下四方にけぶりて今ぞ富みぬる。(藤原時平)

天皇は御心なさけふかくおはしまし、かつて民の竈より立ちのぼる煙の少きを見てこれをあはれみ給ひ、六年の間、調などを免じ給へり。これによりて御みづからは御物乏しく、宮殿あれて雨もり、御衣をうるほすをも意とし給はず、民の漸く富めるを御覽じて、民

仁德天皇御陵の大阪府堺市の東にあり

蘇我石川平群木菟角葛城襲津彦磐之媛



の富めるは朕の富めるなり。と喜び給へり。天皇また深く御心を民業に用ひ、堤をきづき、大道を開きて交通を便にし、河を穿ち、池を掘りて新田をひらかしめ給ひければ、産業大いに興り、民富み榮えて、太平を樂しめり。

武内宿禰 宿禰は、孝元天皇の曾孫にして、景行成務仲哀、應神仁徳の五代に仕へて大功あり。その子なる蘇我石川平群木菟角葛城襲津彦等は、それぞれ大臣または將軍に任せられ、襲津彦の女なる磐之媛は立ちて仁徳天皇の皇后となれり。この皇后の御腹なる履中、反正、允恭の三天皇、兄弟相承けて位に即き給ひ、皇位繼承の新例を開き給へり。これより宿禰の一門







蘇我馬子  
物部守屋

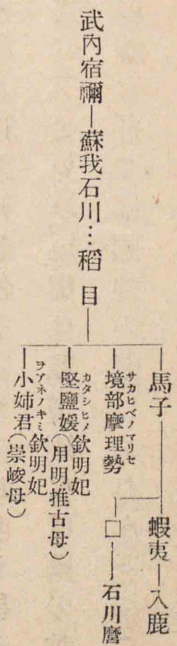
厩戸皇子

しかば、稻目は己が家を寺としてこれを祀り。たまたま疫病流行せしかば、尾輿はこれ國神の祟なり。と奏して、寺を焼き、佛像を難波の堀江に棄てたり。ついで敏達天皇の御代には、稻目の子なる馬子大臣となり、尾輿の子なる守屋大連となり、各父の志を承けて相善からず。この時馬子は更に百濟より佛像を得て、これを祀りたるに、又も疫病の流行ありければ、守屋は再び奏して、その寺を焼き拂へり。かくて兩家の争はますますはげしくなりぬ。

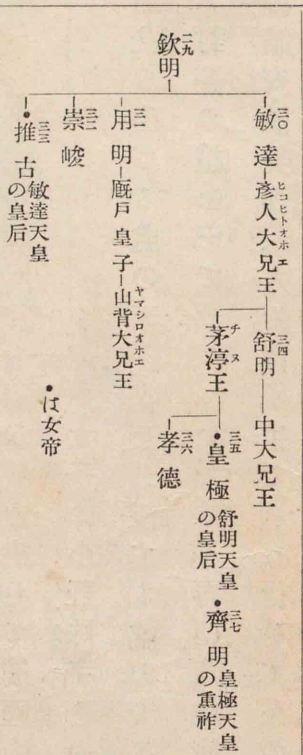
### 物部氏の滅亡

敏達天皇について、御弟用明天皇立ち給へり。天皇の御母は馬子の妹にして、天皇の御子厩戸皇子は篤く佛法を信じて馬子と親しみ給ひければ、馬子いよいよ勢を得たり。ほどな

蘇我氏系圖



天皇家系圖



く天皇崩じ給ふに及び、馬子は遂に守屋を攻め殺して、天皇

の御弟崇峻天皇を立て奉れり。ここに於て物部氏亡び、蘇我氏のひとり政を恣にするに至れり。

### 第九章 聖德太子

女帝の始 崇峻天皇の次には、敏達天皇の皇后御位に即き給へり。これを推古天皇と申す。我が國女帝の始なり。天皇は厩戸皇子を皇太子として政を攝せしめ給へり。

### 太子の新政

厩戸皇子は世に聖德太子と申し、賢明におはして、

憲法十七條

隋  
小野妹子

山背大兄王  
聖德太子  
殖粟王

古の風俗は男は髪を分けて兩鬢とし、  
兩耳のあたりにも髪  
なれりしが、女も結髪  
なりしが冠の制あり、  
垂髪となれり。

留學生  
高向玄理  
南淵請安  
僧旻

外國に  
生いよう  
をいし  
同を  
するの  
をいし

ひろく學問に通じ給ひ、天皇をたすけて種々の新政を行ひ給へり。太子はまづ支那朝鮮の制度に倣ひ、冠位十二階を定め、これを諸臣に授けてその階級を正し、ついで憲法十七條を作りて官吏人民の心得を示し給へり。



書を贈り、日出づる處の天子、書を日没する處の天子に致す、恙なきか。さて對等の禮を以てせり。ついで妹子再び隋に使せし時、高向玄理、南淵請安、僧旻等八人の留學生、これに従ひて彼の地に行けり。そ

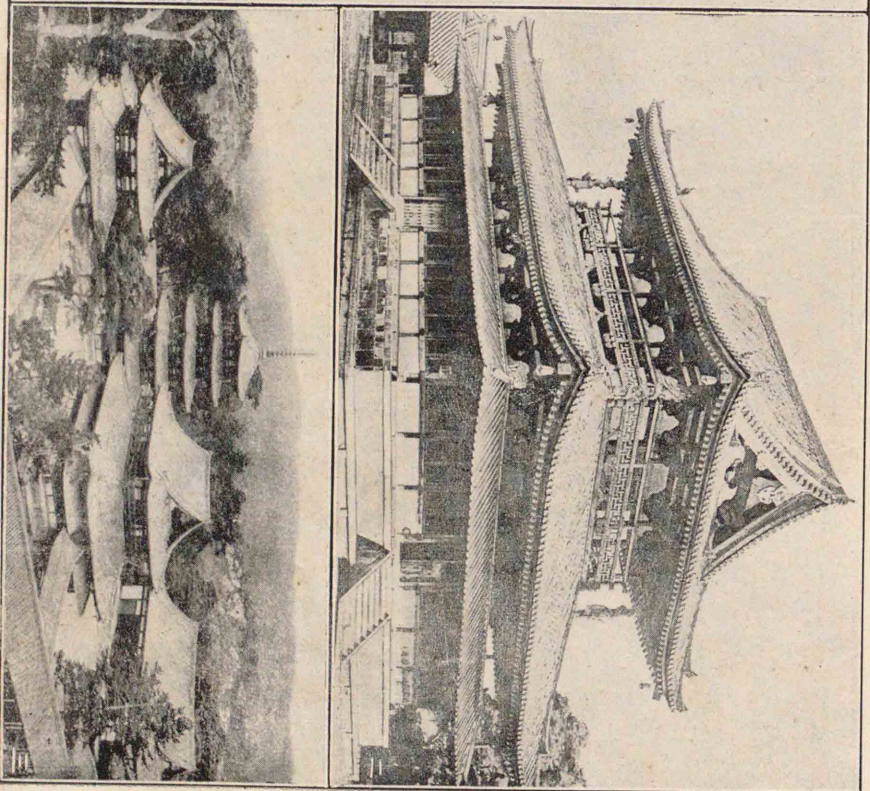
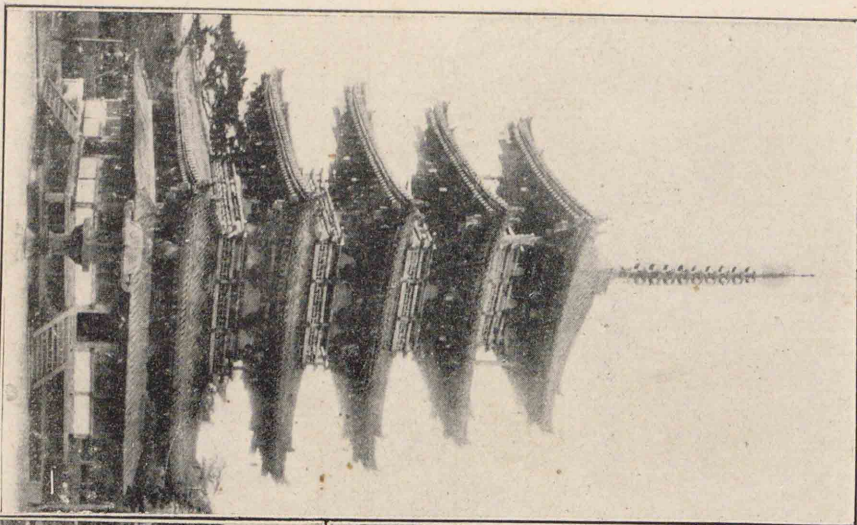
支那との國交

太子はまた支那  
この國交を開き給へり 七年二六 支那

は古より東洋の大國にして、その頃  
國の名を隋といひ、四方の國々はみ  
な使を出して屬國の禮を執りしが、

太子は小野妹子をやりて隋帝に國

寺 隆 法



唐  
遣唐使

四天王寺  
法隆寺  
釋迦三尊像  
鳥佛師の作  
法隆寺金堂  
にあり。



の後、ほごなく隋亡びて唐となりしが、舒明天皇の御代更に使を唐に遣して國交を通じ給へり。これを遣唐使の始とす。この後歴代遣唐使留學生を遣されければ支那の文物は直接に我が國に傳はりて、文物制度の改新をうながせり。

**佛教の興隆** 太子は佛法を信じ給ふこと篤く、馬子と共にその興隆に力をつくし給ひ、四天王寺法隆寺などの大寺を始として、多くの寺をつくり給ひしかば、その薨去の後の調査に、國內の寺四十餘所、僧尼の數一千三百八十餘人ありき。

鞍作鳥

美術・工藝 佛教の興隆するにつれて、數多の技術者、朝鮮半島より相つぎて來り、建築・彫刻・繪畫など、種々の美術工藝は著しく進歩し、鞍作鳥ウツリトリの如き名高き佛工も出でたり。この外、曆天文地理などの學問も亦傳はりしが、太子は曆を頒ちてこれを人民に用ひしめ、又馬子と力をあはせて國史を撰し給ひしかど、この書は蘇我氏の亡びし際に焼け失せて、今に傳はらざるは惜しきことなりき。

第十章 蘇我氏の滅亡

蘇我氏の專横 聖德太子は攝政中に薨じ、後數年にして馬子も薨じ、その子蝦夷セマシつぎて大臣となれり。程なく推古天皇も崩じ給ひしかば、蝦夷は舒明天皇を立て奉り、次にはその皇后を位に即かせ奉れり。これを皇極天皇と申す。かくて蝦夷はひとり專横を極めしが、その子入鹿イルカは暴惡なること父にもまさり、聖德太子の御子なる

蘇我蝦夷

舒明天皇の時初めて度量衡の制を定められたり。

蘇我入鹿

19	18	17	16	15	14	13
允恭	反正	履中	仁德	應神	仲哀	成務
二〇七—二〇三—四	一〇六—一〇五	一〇六—一〇六	九七—九七	八六—八七	八五—八五	八五—八五
			(九七五) 國縣を分ち國造縣主等を定む	(八五三) 熊襲を親征し給ふ	(八五三) 神功皇后の新羅征伐	(八五三) 百濟新羅入貢す
			(九七六) 支那の人阿知使主歸化す	(九四九) 百濟より王仁來朝し論語千字文を獻す	(九四九) 百濟の阿直岐來朝す	(九四九) 支那の人弓月君歸化す
			(九七六) 難波に都し給ふ	(九七六) 諸國の課税を免じ給ふ		
35	34	33				
皇極	舒明	推古				
二〇一—二〇一—四	二二九—二二九—三	二五三—二五三—七				
(二〇一) 蘇我入鹿、山背大兄王を害す	(二二九) 留學生高向玄理等歸る	(二五三) 聖德太子攝政となる○四天王寺を建つ	(二六三) 冠位十二階を定む	(二六四) 始めて曆を用ふ○憲法十七條成る	(二六七) 小野妹子を隋に遣す○法隆寺を建つ	(二六八) 妹子歸る隋使來る○留學生を遣す
			(二七六) 掖政の入朝す	(二七六) 隋亡び唐起る	(二七八) 聖德太子薨す	(二八二) 使を唐に遣す
			(二九七) 蝦夷叛す上毛野形名をして討たしむ			
						(三〇三) 蘇我蝦夷入鹿誅に伏す

略年表 第一 上古

送讀

在位年回

御代	天皇	年御在位年數	紀元	主なる事項
19	允恭	一三三—四	(九七三)	
18	反正	一〇六—一〇七	(九七三)	難波に都し給ふ
17	履中	一〇六—一〇七	(九七三)	諸國の課税を免じ給ふ
16	仁德	一〇六—一〇七	(九七三)	支那の人阿知使主歸化す
15	應神	八五—八六	(九六六)	阿知使主を吳に遣す
14	仲哀	八五—八六	(九六六)	支那の人弓月君歸化す
13	成務	八五—八六	(九六六)	百濟の阿直岐來朝す
12	景行	七九—八〇	(九四九)	百濟より王仁來朝し論語千字文を獻す
11	垂仁	七九—八〇	(九四九)	支那の人阿知使主歸化す
10	崇神	七〇—七一	(九四〇)	熊襲を親征し給ふ
9	開化	七〇—七一	(九四〇)	熊襲を親征し給ふ
8	孝元	七〇—七一	(九四〇)	日本武尊の熊襲征伐
7	孝靈	七〇—七一	(九四〇)	日本武尊の蝦夷征伐
6	孝安	七〇—七一	(九四〇)	日本武尊薨去
5	孝昭	七〇—七一	(九四〇)	國縣を分ち國造縣主等を定む
4	懿德	七〇—七一	(九四〇)	熊襲を親征し給ふ
3	安寧	七〇—七一	(九四〇)	熊襲を親征し給ふ
2	綏靖	七〇—七一	(九四〇)	熊襲を親征し給ふ
1	神武	七〇—七一	(九四〇)	熊襲を親征し給ふ
20	安康	二二六—二二七	(二二六)	吉備田狹、任那に據りて叛す
21	雄略	二二六—二二七	(二二六)	使を吳に遣し給ふ
22	清寧	二二六—二二七	(二二六)	吳より機織工女來る
23	顯宗	二二六—二二七	(二二六)	豐受大神を丹波より伊勢に迎ふ
24	仁賢	二二六—二二七	(二二六)	
25	武烈	二二六—二二七	(二二六)	
26	繼體	二二六—二二七	(二二六)	紀大磐、任那に據りて叛す
27	安閑	二二六—二二七	(二二六)	
28	宣化	二二六—二二七	(二二六)	
29	欽明	二二六—二二七	(二二六)	大伴金村、任那の地を割きて百濟に與ふ
30	敏達	二二六—二二七	(二二六)	近江毛野をして任那を討たしむ
31	用明	二二六—二二七	(二二六)	物部の龜鹿火をして筑紫の國造磐井を討たしむ
32	崇峻	二二六—二二七	(二二六)	
33	推古	二二六—二二七	(二二六)	百濟王、佛像經文を獻す
34	舒明	二二六—二二七	(二二六)	百濟より曆・醫・易の博士を貢す
35	皇極	二二六—二二七	(二二六)	任那の日本府亡ぶ

かろの二ノ入鹿は暴悪なること父にもまさり聖徳太子の御子なる

山脊大兄王

中大兄皇子

中臣鎌足

蘇我石川麻呂

御心あり  
皇興せし  
皇室を  
蘇我を  
蘇我を  
蘇我を  
蘇我を

山脊大兄王の人望高きを忌みてこれを滅し奉り皇威をも憚らずして己が家を宮門といひ己が子を王子と呼ばすに至れり。

**蘇我氏の滅亡** 舒明天皇の御子なる中大兄皇子は賢明にましまし早くより皇室を中興せん御心あり中臣鎌足も亦大いに蘇我氏の爲す所を憤り遂に皇子と相結びて入鹿の從弟なる蘇我石川麻呂等をかたらひ三韓進貢の日を機とし相共に入鹿を大極殿に斬り又人を遣して大義を蝦夷に説かしめしかば蝦夷は火を放ちて自殺せりここに於て蘇我氏の本家亡び<sup>五三〇</sup>皇威再びかゞやけり。



## 第二期 大化の新政及び奈良時代

### 第十一章 大化の新政

親政改新 蘇我氏すでに亡びて天皇親政の御代となり、皇極天皇は位を御弟なる孝徳天皇にゆづり給へり。天皇即位の元年始めて年號を建てて大化といひ、中大兄皇子を皇太子とし給へり。これ實に紀元一三〇五年のころなり。皇太子乃ち中臣鎌足を力にあはせて天皇をたすけ、支那より歸れる高向玄理僧を顧問とし、大いに改新の政を



始め給へり。

孝徳天皇の御代より始めて、蜜蝋、牛乳、薬餌の必要となれることなり。

中臣鎌足  
談山神社に  
ある畫像

大和國  
多武峯

その私有をせしが、今は悉くこれらの官職を廢し、新に中臣鎌足を内大臣とし、別に左大臣、右大臣を置きて共に政をたすけしめ、地方には國司、郡司を任じ、いづれも人々の材能によりて官位を授くることとせり。

### 制度の改新

大化二年天皇「改新の詔」を發し給ひ、まづ貴族及び役人等の私有せる土地、人民をば悉く朝廷に收めて公地

### 官職の改革

これまでの政治は政府の大臣、大連より地方官なる國造、縣主に至るまで、いづれも世々その職をつぎ、又土地、人民を

西大寺とあるは藏書印なり。

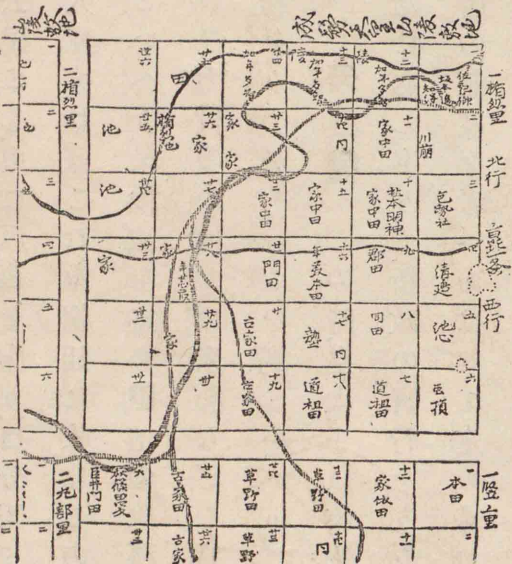
西國漆下郡北三條斑田圖



内大臣  
左大臣  
右大臣  
國司  
郡司

斑田の圖を縮刷せるもの

西大寺は奈良縣生駒郡伏見村にあり。南都七太寺の一つなり。



公地  
公民  
口分田  
班田收授の法  
租・庸・調

租  
調  
庸

中央集權の制  
天に雙つの日  
なく國に二人  
のの主なし。こ  
の故に天下を  
兼ね併せて萬  
民を使ふべき  
は天子の  
み。中大兄皇子  
の奏文

公民とし更に戸籍を作り、口分田として人毎に田地を班ち授け、その人死すればこれを朝廷に收むるの法を立て、これを班田收授の法といへり。又税法を定め、田地の收穫中より稻を納めしむるを租といひ、方役のかはりに米布などを納めしむるを庸といひ、各地の産物をみつがしむるを調といへり。

中央集權

この時、皇太子は率先してその私有の土地、人民を朝廷に返し奉りて、新政の實行をうながし給へり。もこの新政は隋唐の制度を考へあはせて定められたるものにて、中央集權の制ここに成れり。これを大化の新政といふ。

第十二章 蝦夷及び朝鮮

重祚の始

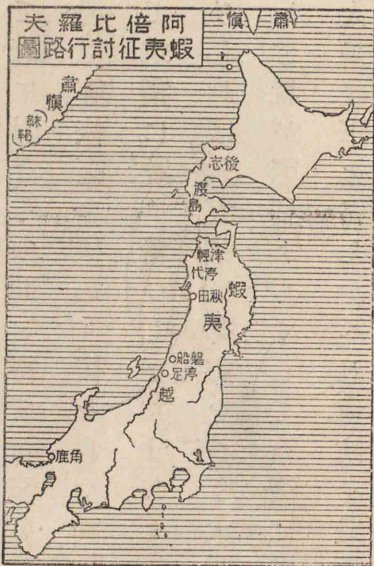
齊明天皇 孝徳天皇の次に皇極天皇再び御位に即き給へり。これを齊明天皇と申す。中大兄皇子なほ皇太子として政を輔け給へ

上毛野形名

越蝦夷

淳足  
磐船

阿倍比羅夫



り。この御代には我が邊境に二大事件起れり。蝦夷征伐と百濟高麗の滅亡とこれなり。

蝦夷征伐

東國の蝦夷は、日本武尊の征伐によりて平ぎしが、年を経るにしたがひて漸く勢を恢復し、しばしば亂をおこしかば、舒明天皇の御代には上毛野形名これを討ちて利なかりしに、その妻夫を助けて大いに蝦夷の軍を破りしことありさ

れ。日本海岸なる越蝦夷はいまだ服せざるを以て孝徳天皇の御代に淳足、磐船の二柵を設けてこれを鎮めしめ給ひ、齊明天皇の御代に至りて、越國司阿倍比羅夫をしてこれを討たしめ給へり。比羅夫は舟師を率ゐて淳代、津輕、奥、地方を平げ進みて渡島

肅慎

島<sup>シマ</sup>の蝦夷を従へ郡司を後志<sup>シラベシ</sup>におき更に蝦夷人を案内者となし兵船二百艘を以て海をわたり、肅慎<sup>シユン</sup>の満洲<sup>マンシュウ</sup>種族<sup>シュウ</sup>をも伐つこと二回に及びり。これより越蝦夷も亦平定せり。

朝鮮半島の放棄

朝鮮に於ては新羅獨立を企て、我にそむき

高倉宮

百濟の滅亡

高麗の滅亡

て唐に付き、その助を得て百濟を攻め、その王を降しければ、百濟の遺臣等恢復をはかり、援を我が國に請へり。皇太子乃ち天皇を奉じて筑紫に赴き給ひしが、たまたま天皇朝倉<sup>チウカウ</sup>前<sup>前</sup>の行宮<sup>ギョウキウ</sup>高倉<sup>カウカウ</sup>に崩じ給ひしかば、皇太子は御志<sup>ミコシ</sup>をつぎ大兵を發してこれをたすけ給ひしかど、我が軍利あらずして百濟は遂に亡びぬ<sup>三二</sup>。ここに於て皇太子は軍を召しかへし、海防を嚴重にして唐軍に備へ給ひしが、唐は却つて使者を來朝せしめしかば、皇太子は厚くこれをもてなし、遂に朝鮮半島を放棄して唐<sup>トウ</sup>の好<sup>コト</sup>を修められたり。後五年にして高麗もまた唐にほろぼされぬ<sup>一三二</sup>。神功皇后以來四百餘年にして、

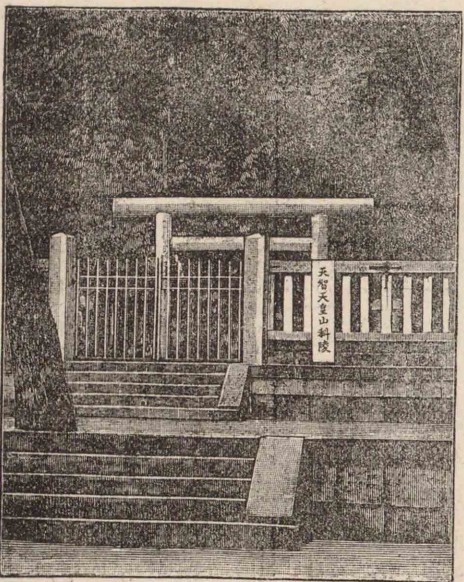
半島の地は全く我が手をはなれてまた外國となれり。

第十三章 天智天皇 律令の撰定

大津宮

天智天皇

中大兄皇子筑紫よりかへりて、近江の大津宮に即位



天智天皇御陵山科

し給へり<sup>八三二</sup>。これを天智天皇と申す。天皇は皇太子となり給ひしより前後二十七年の間、大化の新政をはじめ、政治の改革に力を盡し給ひ、即位の後はますます兵備を修め、戸籍を作り、學校を興し給ふなど、大いに内治をこゝのへければ、後世、天

皇を中興の英主と稱へ奉る。

近江令

藤原氏の始

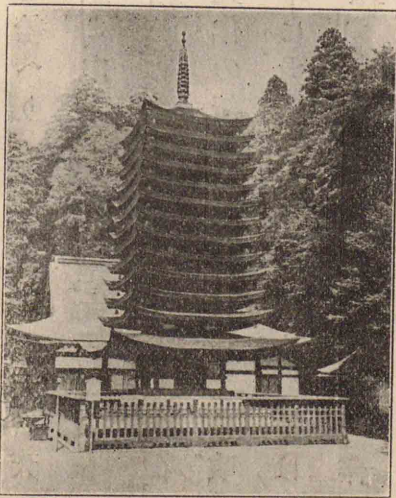
談山神社  
奈良縣多武峯  
にあり

天武天皇は朝官の  
服制服色を定めた  
まへり。

藤原不比等

藤原鎌足 天皇中臣鎌足に命じ、始めて令を定めしめ給ひしが、御即位の翌年、九年一三二、鎌足薨じぬ。その病篤かりしとき、天皇は御みづから鎌足の邸に臨みて御見舞あらせられ、又大織冠といふ最高の位を授け、藤原といふ姓を賜へり。これ後に榮えたる藤原氏の始なり。

天武天皇 後二年ありて天智天皇また崩じ給ひ一年三三、御子弘文天皇の次に天武天皇立ち給へり。天皇は天智天皇の御弟なり。御心を政治に留め給ひ、都を大和にうつし、大いに大化の制度を補ひ正し給へる所あり。その崩御の後、皇后位に即き給ひぬ。即ち持統天皇なり。ついで天武天皇の御孫なる文武天皇立ち給へり。



大寶の律令 天皇は藤原不比等の鎌足の子に勅して、大いに令を修正

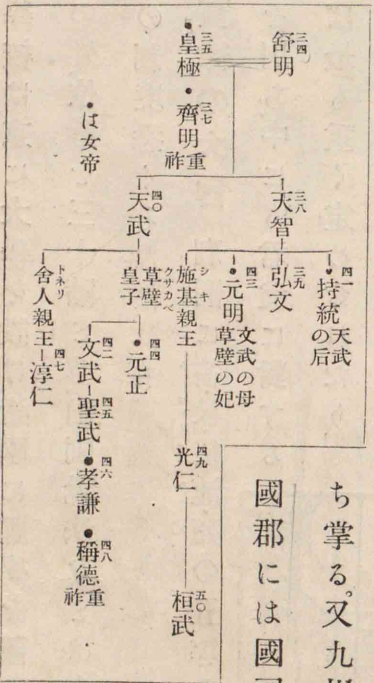
せしめ給ひ、大寶元年一年三六に至りて成りぬ。これを大寶の律令といふ。律は今の刑法にあたり、令は行政上の制度規則などを定めたるものなり。この後更に不比等の修正ありて、永く我が國に於ける政治の根本となれり。

大寶令の大要 令の定めによれば、政府は神祇官と太政官に分れ、神祇官は神を祭ることを掌り、太政官は政を統べ、太政大臣・左大臣・右大臣・大納言などありて、その下に八省を置き、以て政務を分ち掌る。又九州には太宰府を置き、

國郡には國司郡司を置けり。軍備は徵兵の制を立て、京に衛府あり、地方に軍團あり、九州には特に防人を設け

- 神祇官
- 太政官
- 八省
  - 中務省、式部省
  - 治部省、民部省
  - 兵部省、刑部省
  - 大藏省、宮内省
- 太宰府
- 衛府
- 軍團
- 防人

天皇御系圖



大學	正一位	正二位	正三位	正四位	正五位	正六位	正七位	正八位	正九位	少初位	大初位
官位三十階	從一位	從二位	從三位	從四位	從五位	從六位	從七位	從八位	從九位	從十位	從十一位
	從十二位	從十三位	從十四位	從十五位	從十六位	從十七位	從十八位	從十九位	從二十位	從二十一位	從二十二位
	從二十二位	從二十三位	從二十四位	從二十五位	從二十六位	從二十七位	從二十位	從二十九位	從三十位	從三十一位	從三十二位

平城京古圖

初、百姓の錢の使用を知らず、物と物との交易を便に、物を法に設けて、朝廷に獎勵せしむることを著

たり。學校は京に大學を設け、諸國に國學を置き、以て官吏を養成せり。この外、位階を三十階とし、田制、税法などは大抵大化の制に依り、諸般の制度悉くそなはれり。

**大寶律の主旨** 刑罰に笞杖徒流死の五等を定め、又それぞれに輕重を別ち、中にも君父に對する罪をば最も重く定められたり。

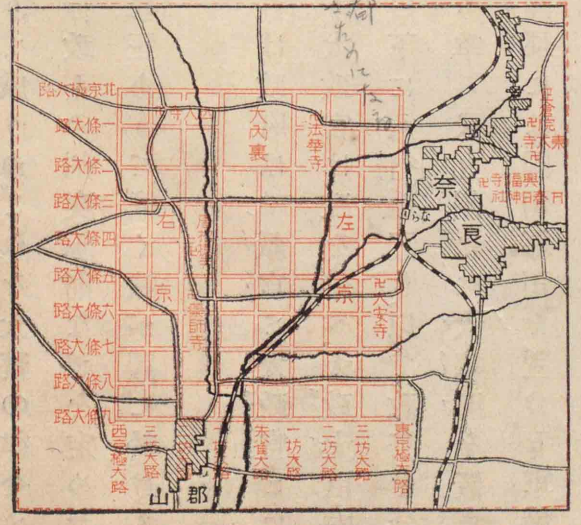
### 第十四章 奈良奠都

隼人及び西南諸島

西南諸島

#### 貨幣

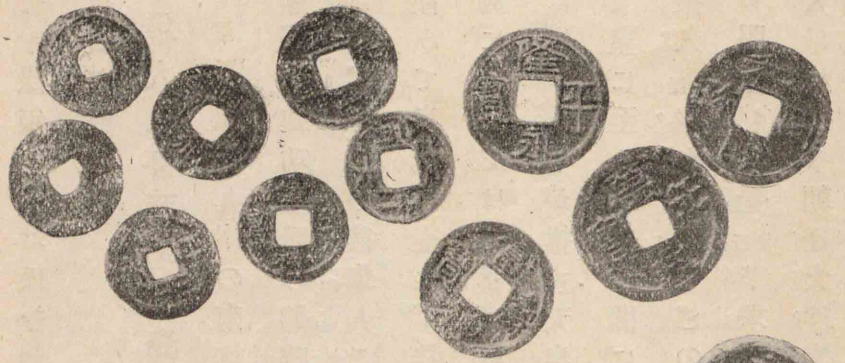
文武天皇崩じて皇子の後、聖武天皇なほ幼かりしかば、御母元明天皇御位に即き給へり。この御代



に武藏より和銅を獻じたれば、年號を和銅と改め、銅錢開和同を鑄させ給へり。錢貨これより次第に行はれたり。

#### 奈良奠都

和銅三年一三七 都を奈良に定め給へり。古は大抵御代ごとに皇居の地を異にし、その規模も至つて小なりしが、國運漸く進み支那との交通も盛になりたれば、先帝の御志をつぎ、ここに壯大なる帝都をつくるに至れるなり。この都は支那の風にならへるものにて、内裏及び諸官省を初とし、市街などよく整ひたり。これを平城の京といひ、この後七代



十二種の銅錢

和同開珎 元明 淳仁 德仁 神功 聖德 武德 隆平 桓德 富永 仁德 長壽 同明 承和 同和 益神 清和 貞觀 宇和 寬平 大寶 延喜 大寶 乾元 大寶

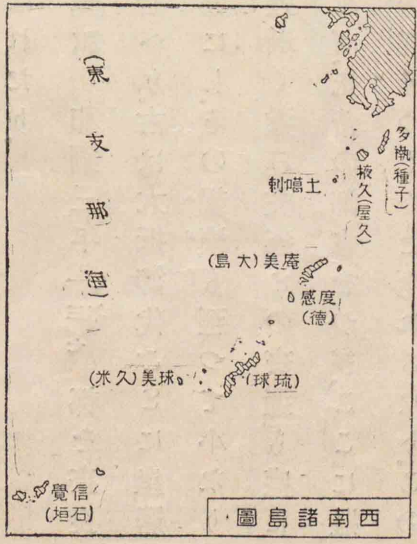
平城の京

2588 昭和三年  
1370 奈良時代  
1218 218

七十餘年の間、おほむねここにましませしを以て、この間を稱して奈良時代といふ。

隼人及び西南諸島 元明天皇の次には御女の元正天皇立ち給

へり。さきに九州の南部に住みし熊襲は、神功皇后の御時に平定したれども、その後隼人この地方に住みて皇威に従はず。特に西南諸島に至りては、いまだ皇化にうるほはざりしが、推古天皇より文武天皇に至るまでの間に多嶽種子掖久屋久奄美島大などの民次第に服屬し、元明天皇の御代には隼人も服從し、信覺島石垣求美島久米等も皆來貢せり。元正天皇の御代に隼人そむくや、朝廷大伴旅人をしてこれを平げしめしが、これより西



第四代元正天皇の御代に隼人そむくや、朝廷大伴旅人をしてこれを平げしめしが、これより西

2588  
1409  
1181

古今大佛殿の實景は、現在比較較の建物、輪郭は天平時代の建物

國分寺

東大寺 應合那佛 (大佛)

天皇農事を獎勵し給ひ新田をひらき、これを賜ふに許す。これを賜ふに許す。これを賜ふに許す。

南地方全く服屬せり。

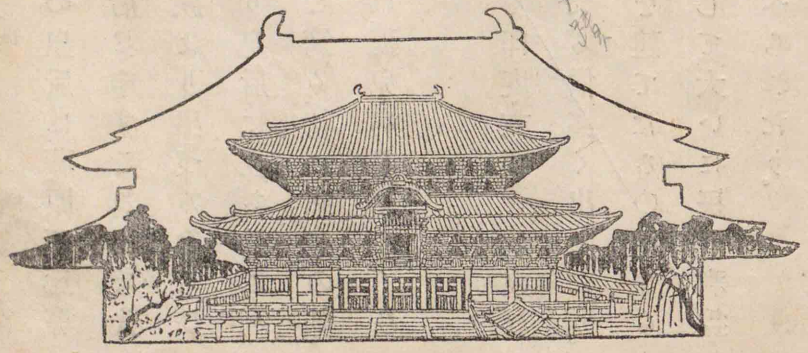
第十五章 聖武天皇 光明皇后 佛教

聖武天皇 元正天皇につぎて聖武天皇立ち給へり。天皇深く佛教を信じ給ひ、諸國に詔

像の高さ五丈三尺五寸、天平十八年成る。その後數回破損せしを、今より三百年程前補繕せられたり。



し國分寺を建て、天下太平を祈らし、又奈良に東大寺を建て大佛をつ



耕地増加し農業著しくひらげやがて後世の莊園の起りともなれり。

光明皇后の御筆蹟

悲田院 施藥院

行基菩薩

くり、遂には御みづからも出家し給ふに至れり。

### 天平六年十月音

### 藤三娘

ここに始れり。皇后もまた佛教を信じ給ふこと篤く、特に慈悲の御心ふかくましまして、悲田院・施藥院などを設け、孤兒病者をすくひ給へり。

**僧行基** 佛教いよいよ盛になるにつれ、遠く印度支那より來れる名僧もありしが、又我が國にも學徳すぐれたる僧多く出でたり。中にも行基は諸國をめぐりて教をひろめ、寺を建てたるのみならず、田を拓き池を掘り、道を通じ橋をかけなどして、大いに民の利益をはかり、上下の尊信を受けて、行基菩薩と稱へられたり。

天平時代物

奈良時代の朝臣の禮服

吉備眞備 阿倍仲麻呂

**美術・工藝** 佛教の興隆につれて、建築・繪畫・織物・刺繡・漆器など皆大いに進歩し、いづれも精巧を極めければ、これらを當時の年號により、世に天平時代の美術・工藝といふ。奈良の正倉院は聖武天皇の御物等を藏めたる寶庫にて、數多の工藝品はいづれも目を驚かすばかりなり。



### 第十六章 奈良時代の文化

**文學** 舒明天皇以來遣唐使・留學生の支那に往來する者絶えず、これがために漢學大いに興り、漢文・漢詩に巧みなるもの相ついで出でたり。中にも元正天皇の御代には、吉備眞備・阿倍仲麻呂、彼の地

青海原ふりさけみれば春日なる三笠の山にいでし月かも  
(阿倍仲麻呂)

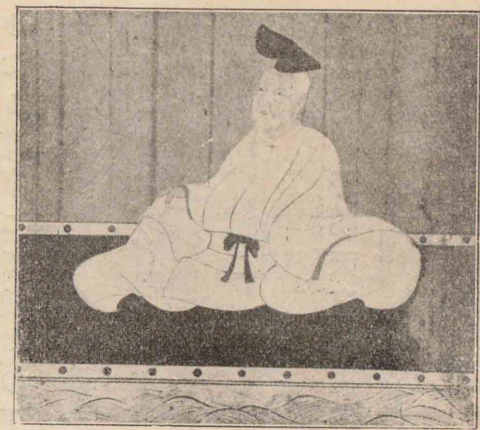
柿本人麻呂

山上憶良  
大伴家持

海行者美都久  
山行者草  
牟須屍天皇  
乃敏爾許曾死  
米可幣里見  
波勢自  
(萬葉集)

山部赤人  
稗田阿禮

太安麻呂



の歌を集めたるものなり。

國史地誌 この時代に國史始めて成れり。さきに天武天皇は稗田阿禮をして古傳を諸記せしめ給ひしが、元明天皇は太安麻呂に命じ、これを書取ら

に留學し、才名をこぼろかせり。仲麻呂は唐に仕へて、彼の地に歿したれども、眞備は歸朝の後遂に右大臣の官にいたれり。和歌も漢學につれて發達し、既に文武天皇の頃、柿本人麻呂ありて、歌聖と稱せられしが、奈良時代に入りては、山部赤人、山上憶良、大伴家持などいへる歌人あらはれたり。萬葉集はおもにこれ等の人々





青海原ふりさけみれば春日なる三笠の山にいでし月かも (阿倍仲麻呂)

柿本人麻呂

山上憶良  
大伴家持

海行者美都久  
山行者草  
乃敏爾許曾死  
米、可繁里見  
波勢自。  
(萬葉集)

山部赤人

稗田阿禮

太安麻呂



の歌を集めたるものなり。

國史地誌

この時代に國史始めて

成れり。さきに天武天皇は稗田阿禮を

して古傳を諳記せしめ給ひしが、元明

天皇は太安麻呂に命じ、これを書取ら

に留學し、才名をこぼろかせり。仲麻呂は唐に仕へて、彼の地に歿したれども、眞備は歸朝の後、遂に右大臣の官にいたれり。和歌も漢學につれて發達し、既に文武天皇の頃、柿本人麻呂ありて、歌聖と稱せられしが、奈良時代に入りては、山部赤人、山上憶良、大伴家持などいへる歌人あらはれたり。萬葉集はおもにこれ等の人々



吉祥天

國寶、淨瑠璃寺藏  
傳聖武天皇御作

木畫紫  
檀器局

花鳥文夾緞机懸

五絃琵琶

鳥獸草花文夾緞屏風

尺八

紫檀金銀平文柄香爐

篋

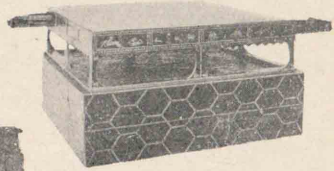
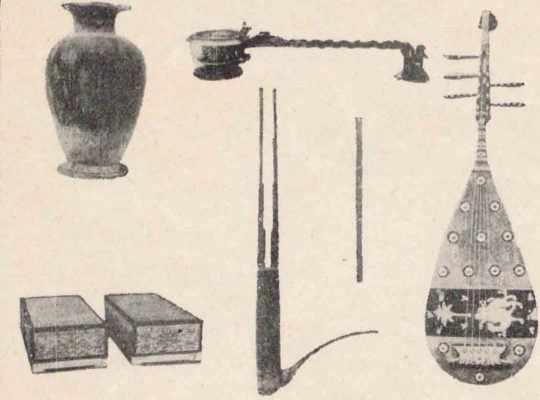
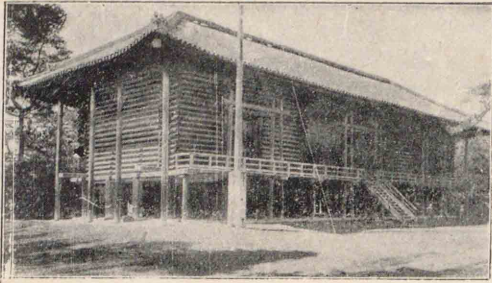
正倉院

陶器花甕

地繪彩繪篋

奈良朝時代婦人盛裝

樂器は箏篋といふもの



五 食 詞

吉 籬 天

觀樂天皇時  
國寶、新羅寺藏

樂器金銀平文器香盤

調器抄書

只

八

聖

正 鉢 盤 器

樂器抄書

木 畫 樂 器

奈 貝 樽 和 升 人 盃 契

樂器抄書

鳥 烟 草 平 文 夾 麟 扇 風

平 鳥 文 夾 麟 扇 風

古事記

舍人親王

風土記

六國史  
續日本書紀  
續日本書紀  
日本後紀  
德實錄  
文德實錄  
三代之實錄

奈良時代男女の風俗

青丹よし奈良の都はさく花の匂ふが如く今さかりなりしらがねのめぬきの太刀をさげ佩きて奈良の都なれるは誰が子を(右都の有様)家にあれば筒にもる飯を草まくら旅にしあれば椎の葉にもる(右、田舎の有様)



に於ける地理書の初なり。次の元正天皇は舍人親王に安麻呂に勅して、更に漢文の國史を撰ばしめ給へり。これを日本書紀といふ。この後、平安時代の頃までつぎつぎに勅撰の國史成り、遂に六國史を成せり。

**風俗** 當時の衣服は、支那風にならひて、袖ひろく裾長く、華やかなるを喜びき。元正天皇は天下に令して左衽を改めて右衽ならしめ給へり。又瓦も

しめ給へり。これを古事記といふ。今に存する最古の國史なり。ついで諸國に勅して風土記を上らしめ給へり。これ我が國



て屋根を葺き、赤く塗れる家も次第に多くなり、都の繁華は人の目を驚かしたれども、地方はこれにくらべて文化の度なほ甚だ低かりき。

### 第十七章 和氣清麻呂 廣蟲

藤原仲麻呂の亂 聖武天皇につき、皇女孝謙天皇立ち給へり。天皇もまた佛教を信じ給ふこと篤く、又藤原不比等の孫なる仲麻呂を信任して政に與らしめ、更にそのすゝめにより、位を淳仁天皇にゆづり、なほ上皇として政を聽き給へり。既にして仲麻呂は姓名を惠美押勝と賜はり、勢ならぶものなかりき。然るに僧道鏡の重く用ひらるゝに及び、仲麻呂不平に堪へず、遂に兵を擧げてそむきしが、忽ち誅せられたり。上皇乃ち天皇を廢して、淡路にうつし、再び御位に即き給ひぬ。これを稱徳天皇と由す。

天皇經文を印刷して百萬塔の中に藏め、諸寺に頒ち給へり。これ我が國に於ける印刷の始なり。

僧道鏡

上皇  
天智  
天武  
天寶  
天曆  
天啓  
天授  
天祐  
天德  
天曆  
天啓  
天授  
天祐  
天德



和氣清麻呂  
護王神社  
藏容齋筆

宇佐神宮  
大分縣宇佐  
町にあり、  
應神天皇神  
功皇后を祀  
る。

### 和氣清麻呂 この後、道鏡は太政大臣

禪師となり、ついで法王の位を授けられ、政を恣にせり。時に太宰主神習宜阿曾麻呂といへる者、宇佐八幡前のお告なり。て道鏡を皇位に即かしめば、天下ますます太平ならん。と奏せり。天皇乃ち改めて神教を請はしめんがために、和氣廣蟲を宇佐に遣さんとし給ひしが、その女性の身なるをあはれみ、弟清麻呂をしてかはり往かしむ。清麻呂歸りて神教を奏し、我が國は開闢以來君臣の分さだまれり。天日嗣は必ず皇緒を立てよ、無道



護王神社  
京都市にあ  
る。清麻呂  
の祀

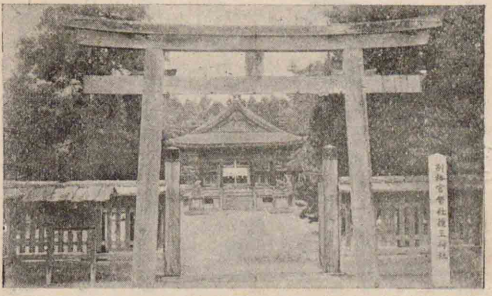
光仁天皇嘗てのた  
まへり。諸の侍從  
は好みて人の短法  
あしを評すれどし  
均のみは人の短を  
語らずと。

藤原百川

の者は速に除くべし。と陳べければ、道鏡大いに怒り、清麻呂を大隅に流せり。されどこの清麻呂の忠節によりて、道鏡の非望をくじき、國體を全うすることを得たり。

**和氣廣蟲** 廣蟲は宮中に仕へ、尼となりて法均といへり。性溫良にして友愛の情あつく、特に慈善の心ふかく、仲麻呂の亂には、上皇に請うて叛人の罪を軽くし、また饑饉、惡疫に際しては棄兒を拾ひ養へること八十三人に及び、然るに清麻呂の流さるるに及び、廣蟲もまた道鏡に憎まれて、備後に流されき。

**光仁天皇** 稱徳天皇皇太子なくして崩じ給ひしかば、藤原百川等相議して、天智天皇の御孫なる光仁天皇を立て奉れり。天



略年表 第二 大化の新政及び奈良時代

御代	天皇	皇年	在位年數	號	紀元	主なる事項
36	孝徳	三〇五	一〇	大化元	(二〇五)	始めて年號を建つ 改新の詔出づ 五(三〇九) 八省百官を置く (三〇八) 阿倍比羅夫、蝦夷及び肅慎を伐つ (三〇九) 比羅夫再び蝦夷を伐つ (三一〇) 比羅夫再び肅慎を伐つ (三一〇) 新羅征討のため九州行幸 (三一〇) 唐、新羅と共に百濟を滅す (三一〇) 唐、新羅と共に高句麗を滅す (三一〇) 始めて令を制定す (三一〇) 唐、新羅と共に高句麗を滅す (三一〇) 藤原鎌足薨す (三一〇) 庚午年籍を作る
37	齊明	三二五	七			
38	天智	三三二	二			
39	弘文	三三三	二			
40	天武	三三三	一五			
41	持統	三三六	三			
42	文武	三七七	二	大寶元	(三七五)	多織、掖政等の來朝す 大寶律令成る
43	元明	三七七	九	和銅元	(三七八)	和同開珎錢を鑄る 奈良、饑饉 古事記成る 渤海建國
44	元正	三七五	一〇			養老二(三七八) 藤原不比等に命じ大寶律令を修正せしむ 日本書紀成る 渤海の使始めて來朝す 藤原光明子を立て、皇后とす 施藥院悲田院を置く 藤原廣嗣叛す 諸國に國分寺を造らしむ 東大寺の大佛を鑄る
45	聖武	三六四	一六	神龜元	(三六四)	
46	孝謙	四〇九	一〇	天平	(四〇九)	
47	淳仁	四〇八	七	寶字	(四〇八)	藤原仲麻呂(惠美押勝)叛し誅せらる
48	稱徳	四〇四	七	神護元	(四〇四)	僧道鏡を太政大臣禪師とす 和氣清麻呂を大隅に流す
49	光仁	四三〇	三	景雲	(四三〇)	道鏡を下野に貶し清麻呂廣蟲を召還す

天長節の始

皇は即位にさきだち、道鏡をしりぞけて下野シモノガに逐ひ、清麻呂及び廣  
蟲を召し返し給ひ、深く御心を政治に留め、大いに前代の弊政を改  
め給へり。天長節はこの御代より始りしものなり。

第三期 平安時代

第十八章 桓武天皇

平安奠都

光仁天皇御位を皇太子にゆづり給へり。これを桓武天皇と申す。天皇英武にましまし、世の人心を一新して大いに政治を正さんと申し召し、まづ遷都を思ひ立ち給ひ、はじめ、山城の長岡(乙訓郡向)にうつり給ひしが、延暦十三年(一四五年)清麻呂の議によりて、更に長岡より今の京都の地にうつり給へり。新都是平安京といひ、平城京の規模を稍大にしたるものにして、東西約四十二町、南北約四十九町



從來歴代の天皇をば宮號又は尊號も桓武天皇は淡海三船と稱ふ者に命じ、神武以下光仁天皇に至るまで仁諡を撰ばしめ給へり。

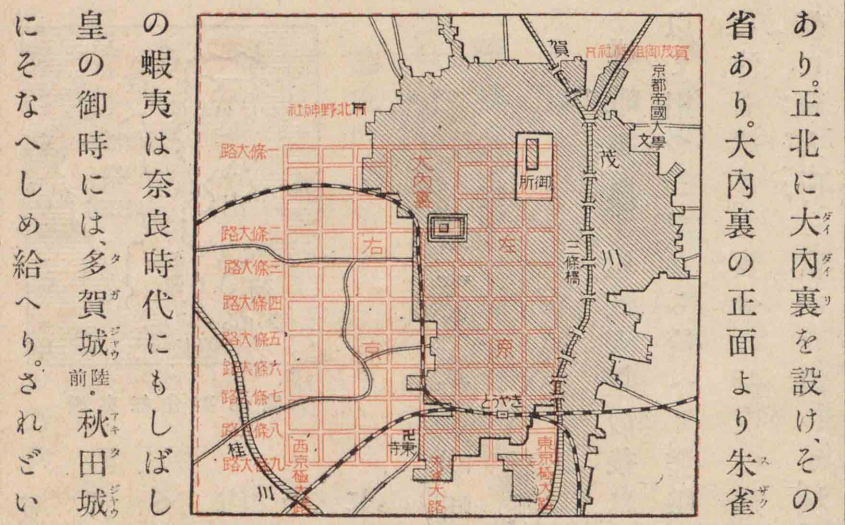
長岡宮  
桓武天皇

平安京

平安時代とは桓武天皇の延暦十三年の遷都を以てし、鎌倉幕府の成立まで約百三十二年をさす。

平安神宮(下) 京都市にあり桓武天皇を祀る。

多賀城 秋田城

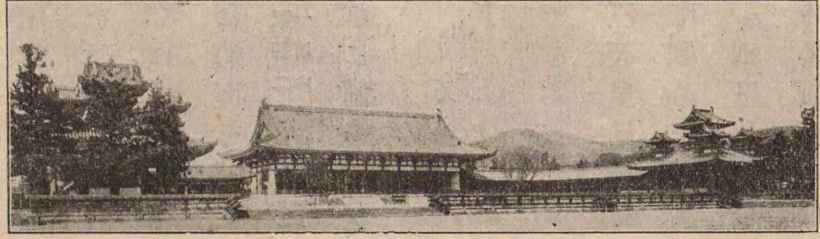


平安京古圖

あり。正北に大内裏を設け、その内に内裏及び諸官省あり。大内裏の正面より朱雀大路を南に通じ、これによりて左京右京を分ち、市街の制頗る整へり。この地はこれより明治二年(一九二五年)に至るまで一千七十餘年間の帝都なり。

蝦夷征伐 東北

の蝦夷は奈良時代にもしばしば叛きしかば、聖武天皇の御時には、多賀城、秋田城などを築きて、これにそなへしめ給へり。されどいまだ全く平定せざり



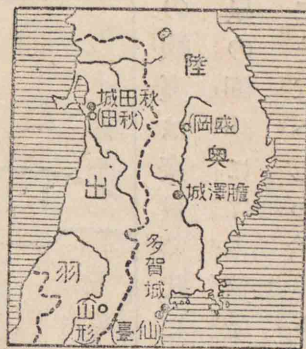
第三期 平安時代 第十八章 桓武天皇

四七

坂上田村麻呂  
征夷大將軍

延暦十八年天竺の  
船漂着し棉の種を  
傳へたり。これを  
り始めて木棉あ  
り。

膽澤城



蝦夷征伐要地地圖

ければ桓武天皇は坂上田村麻呂を征夷大將軍に任じて、これを討たしめ給へり。田村麻呂は智勇すぐれたる名將なりければ進みて大いに蝦夷を破り、その根據をくつがへし延暦二〇年、更に膽澤城中を築きてこれに備へたり。

### 第十九章

嵯峨天皇 檀林皇后 佛教の新

宗派 漢文學

嵯峨天皇 桓武天皇の後は、皇子平城平城・嵯峨・淳和の三天皇兄弟を以て相つぎて立ち給へり。嵯峨天皇は特に英明にして、御心を政治に注ぎ給ひ、大寶令の制度の形式に流れたるを改めんと思し召し、新に藏人所を宮中に設けて、機密の文書を取扱はしめ、又衛府の實

藏人所

檢非違使

文室綿麻呂

鎮守府將軍

學館院

正子内親王

濟治院

力なきを見て、別に檢非違使を置き、京都の警察裁判を行はしめ給へり。この兩職は以後次第に權力を加へたり。

蝦夷の平定 天皇また文室綿麻呂をやりて蝦夷の餘類を平げしめ、ついで膽澤城に鎮守府將軍を置きてこれを鎮めしめければ、これより東北地方全く平定せり。

檀林皇后 天皇の皇后嘉智子は橘氏にして、篤く佛教を信じ、京に檀林寺を建て給ひたれば、世に檀林皇后とも申せり。學問を好み給ひ、橘氏の子弟を教育せんため、學館院を起し給ひぬ。蓋し當時貴族の間には、各、その一門のために私立の學校を建つる風大いに興りしなり。皇后の御女なる正子内親王は淳和天皇の皇后となり給ひしが、亦慈悲の御心ふかく、京中の棄兒孤兒をあつめて乳母を給ひ、又嵯峨に濟治院を設けて、僧尼の病を治せしめ給へり。

佛教の新宗派 奈良時代より神佛は漸く混合するきざしを生



神宮寺

最澄

延暦寺 (天台宗)

金剛峯寺 (眞言宗)



の號を追賜せられたり。

空海は讃岐の人なり。最澄と同年に入唐し、歸朝して眞言宗をひろめ、嵯峨天皇の御代に紀伊の高野山に金剛峯寺を開けり。空海は博學多藝にして書畫詩文に長じ、諸國をめぐりて教を説く間に民

じ、神社に神宮寺を設けられしが、平安時代に入りて、最澄空海の二高僧出で、各新らしき宗派を傳へて、布教につこめければ、佛教はここに著しき發展をなし、神に菩薩號をつけ、疾病變災などあるごきは、まづ祈禱を第一とし、朝廷の儀式にも多く佛事を交ふるに至り、佛教は次第に敬神の風習と調和するに至れり。最澄は近江の人なり。桓武天皇の時、比叡山に延暦寺を建てしが、後、唐に學び、歸朝して天台宗をひろめ、傳教大師

空海とその筆蹟

佛恩釋空海

三筆 小野篁 大江音人 都良香

藤原冬嗣

仁恩 空海



をすくひ世を益したること多く、又學校を設けて平民の子弟を教育し、深く世人の尊信を得たり。後、朝廷より弘法大師の號を贈られぬ。

漢文學

桓武天皇以來、漢文學の發達著しく、嵯峨天皇の如きは特に詩文書道にすぐれ給ひ、當時僧空海、橘逸勢ごあはせて世に三筆の稱あり。名高き學者には小野篁、大江音人、都良香など出でたり。

第二十章 攝政 關白

藤原氏の繁榮 淳和天皇の後には、嵯峨天皇の御子なる仁明天皇立ち給へり。初藤原氏は不比等の時、皇室の外戚となりて一門甚だ榮えしが、不比等の玄孫なる冬嗣は左大臣となり、亦その女を仁

第三期 平安時代 第二十章 攝政 關白

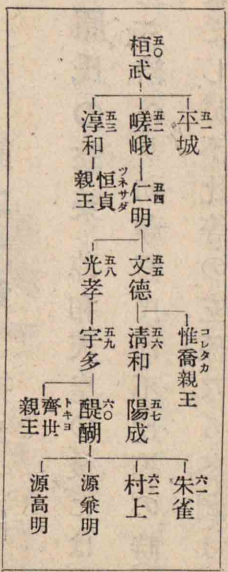
五二

藤原氏 は何故か 大なる元か

藤原良房

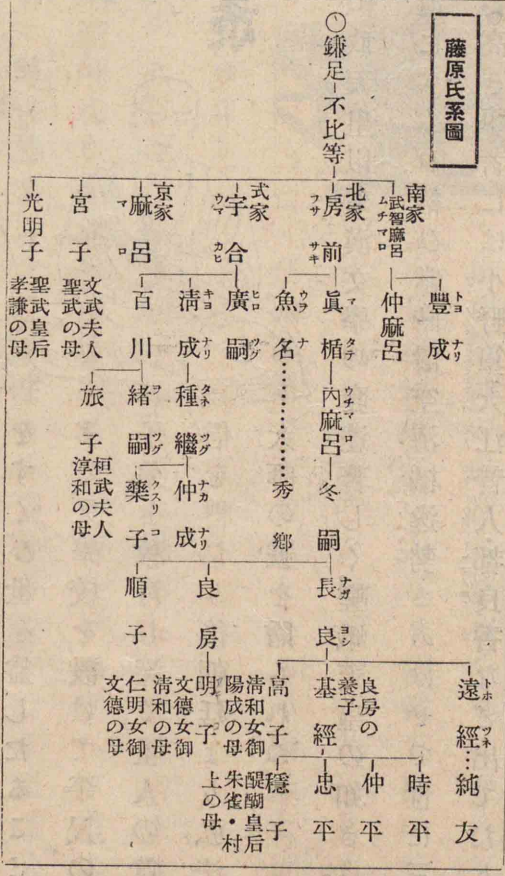
年經ればよは  
かひは老いぬし  
かばあれど花  
をかし見れば物  
思ひもなし  
(藤原良房)

天皇御系圖



の女また天皇の女御となりて、御子清和天皇生れ給ひしに、天皇僅かに九歳にて御位に即き給ひければ、良房は外祖父の故を以て攝政となり。人臣にして太政

藤原氏系圖



人臣の太政大臣の攝政

藤原基經

關白の始

五節供は宇多天皇の時に定められたるものなり。  
藤原時平

大臣となり攝政となるは、良房を以て始とす。

攝政關白

清和天皇の後に陽成光孝の二天皇を経て宇多天皇立ち給へり。この間、良房の子なる基經政を執りしが、天皇は即位の御時、既に成年にましましてしかば、攝政を置かず、特に詔して政務は大小こなく、まづ基經に白して然る後に奏せしめ給へり。これ關白の始なり。これより藤原氏は、天皇御幼少の間は攝政となり、御成長の後には關白となりて政を執るを例とせり。

第二十一章 菅原道眞

道眞の登用

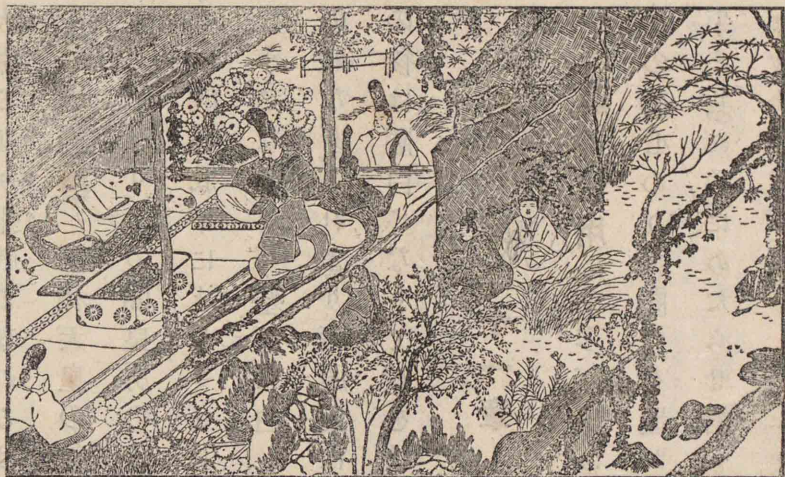
宇多天皇は基經の薨ぜし後、藤原氏の勢をおさへんの御心ありて、關白を置かず、菅原道眞を擧げて基經の子なる時平と共に政にあたらせ給へり。道眞は忠誠にして學徳にもすぐれ、政治に通ぜり。

五節供  
人日(二月一日)  
巳巳(三月三日)  
端午(五月五日)  
七夕(七月七日)  
重陽(九月九日)

齊世親王

道眞謫處に御衣を拜す北野天神緣起繪卷

こち吹かば句花あるじなしとて春なわすれそ  
海ならすたへる水のそこまでも清き心は月ぞてらさ  
去年今夜侍清涼秋思詩篇獨斷賜御衣今在拜此餘香(同)



道眞の配流 天皇ほごなく御位を退き髪をそりて法皇と稱せられ給へり。御子醍醐天皇御年十三にて立ち給ひ、時平を左大臣に、道眞を右大臣に任じ、共に政を輔けしめ給へり。されど時平は道眞の名望高く、また法皇の御信任のあつきをねたみ、その一味の者と共に奏して、道眞は天皇を廢し奉り、女婿なる齊世親王弟を立てんの企あり。と讒しければ、延喜元年一五六 道眞は俄に太宰権帥におこされ、法皇の御志は空しくなり、藤原氏の勢力はいよいよ固く

なれり。

道眞の忠誠 道眞は筑前に流されてより、深く身をつゝし、門を閉ぢて出でず。皇恩の深かりしをしのび居たりしが、三年にしてその地に薨ぜり。年五十九なりき。後、天皇その罪の無實なりしをさとり給ひ、官を復し、位を贈り給へり。民間にてもその徳をしたふ者多く、太宰府に祠をたてて天満天神とあがめ、京都には北野神社をも建てたり。朝廷にても後には正一位太政大臣を贈り給へり。

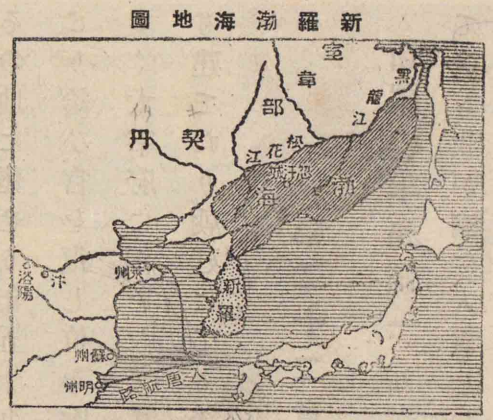
### 第二十二章 朝鮮半島 渤海國

新羅の半島統一 新羅はさきに唐の力をかり、百濟高麗を滅して後、我が國に入貢したりしが、その君文武王は遂に唐の領土をも占領して、半島を一統せり。これ我が天武天皇の時なり。その後、新羅は聖武天皇の御代より我に對して無禮なりしかば、淳仁天皇は

新羅の文武王

天満天神

新羅は... 倭國でこれには...  
天武  
高麗の半島統  
王建  
開城  
新羅の滅亡



諸道に勅して軍艦を造らしめこれを征せんとし給ひしが果さざりき。この後、新羅の無禮ますます甚だしく、我が邊海を騷がしたることさへありしが、宇多天皇の御代の頃よりその國みだれ、王建ウワンといふ者、開城カウキョウ京キョウ道に據りて國を高麗と號し、遂に新羅をほろぼして半島を一統せり一五九。

**渤海國** 奈良時代の初に、半島の北方今の渤海國起れり。渤海は古の肅慎の後なり。高句麗の舊領を併せ、勢盛にして、聖武天皇の御代に始めて使を我が國に送りて入貢し、我が國よりも使を遣しなごし、その後も朝貢絶えざりしが、醍醐天皇の御代に至り、支那北方の大國なりし契丹チキタンと改むにほろぼされたり。

### 第二十三章 地方の状況 承平・天慶の亂

**延喜の治** 醍醐天皇は仁慈の御心深くましまし、常に政にはげみ寒夜に御衣をぬぎ、民の寒苦を思ひやり給ひしことあり。當時世は頗る太平にして、政治に明らかなりし三善清行、和歌に名高き紀貫之、繪畫の名人巨勢金岡、書道の大家小野道風など文藝の名士多く出で、都の文化著しく進歩しければ、世にこれを延喜の治とたへ奉れり。

**天曆の治** 天皇御讓位の後は、皇子なる朱雀村上の二天皇御兄弟を以て相承け給へり。村上天皇御即位の初は、時平の弟なる忠平關白たりしが、その薨ぜし後は、天皇みづから政にはげみ給ひければ、その頃の年號によりて世に天曆の治といひ、延喜の治とならべ稱したり。

政治が行...  
藤原忠平

三善清行  
紀貫之  
巨勢金岡  
小野道風

墾田の私有  
(三七頁頭書参照)

莊園

醍醐天皇の時、東國に盜賊横行し、水陸に關し、山に據り、東國を關東と稱することとなれり。

莊園の  
有りたる  
事を知る

**地方の狀況** さきに定められたる班田收授の法は、奈良時代の末、既にすたれ始め、特に墾田の私有をゆるされし以來、權臣豪族等は、その有力なるにまかせて、土地をひらき、或は他人の田園をも併せてこれを私有し、莊園と名づけて、國司の支配を受けざる私領地とせり。平安時代に入り、蝦夷平定の後は、世の太平なるまゝに朝臣おほむね政を怠り、日夜歌舞宴樂にふけりて、地方をかへりみざりしかば、都にては延喜天曆などの善政をうたへるに引きかへ、地方官なる國司郡司は各私利をはかりて、重税を取り立てしかば、人民流浪して莊園に逃げ入る者多かりき。されば盜賊もしきりに横行し、警察も行はれず、地方は全くみだれぬ。

**武士の起り** これよりさき、桓武天皇の時、皇子に姓を賜ひて臣下に列せしめ給ひしより、皇族の下りて人臣となり給ふもの漸く多くなり、中にも桓武天皇より出でたる平氏と清和天皇より出で

桓武平氏

清和源氏

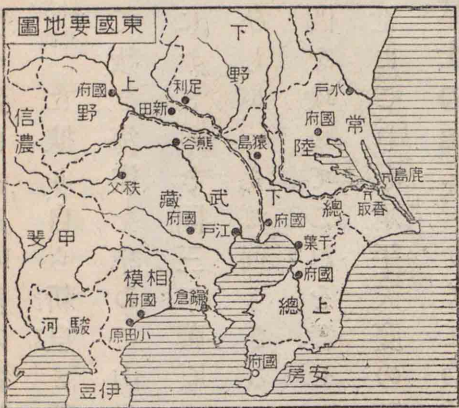
たる源氏は最もあらはれたり。この二氏の人々も、又藤原氏の一門にても、都に志を得ざる者は、國司となりて地方に下り、遂に土着して廣き土地を私有し、又多くの兵士を養ひ、常に武技を練習して勢力を振ひしかば、地方の人々争うてその保護を受け、遂に主従の關係生ずるに至れり。これを武士の起りとす。

**承平天慶の亂** 宇多天皇の御代に

桓武天皇の曾孫なる高望王平氏を賜はり、上總介に任ぜられてより、その一族東國にはびこれり。朱雀天皇の御代に至り、高望の孫に將門といへるものあり。一族の不和より兵を起し、承平五年一五九伯父なる常陸大掾國香を破りて近國を攻め取り、阪東關諸國を討

平高望  
平將門  
平國香

東國要地圖



藤原純友

藤原忠文

平貞盛  
藤原秀郷

將門はこめか  
みよりぞ斬ら  
れける倭藤太  
(秀郷)のはか  
りごとにて  
(當時の落首)

ち從へ、遂には八幡宮の御告なりきて、天慶二年九一五年下總の猿島  
石井即ちに據り、自ら新皇と稱せり。時に前伊豫掾藤原純友も亦伊豫  
にて叛き、海盜を率ゐて山陽・南海の沿海地方をあらしたり。朝廷大  
いにおごろき、同三年藤原忠文を征東將軍として、將門を討たしめ  
給ひしが、いまだ到らざるに國香の子なる貞盛は、藤原秀郷と共に  
將門を攻めてこれを殺せり。その翌年源經基等も純友を討ち平げ  
ぬ。世にこれを承平・天慶の亂といふ。

武士の強大

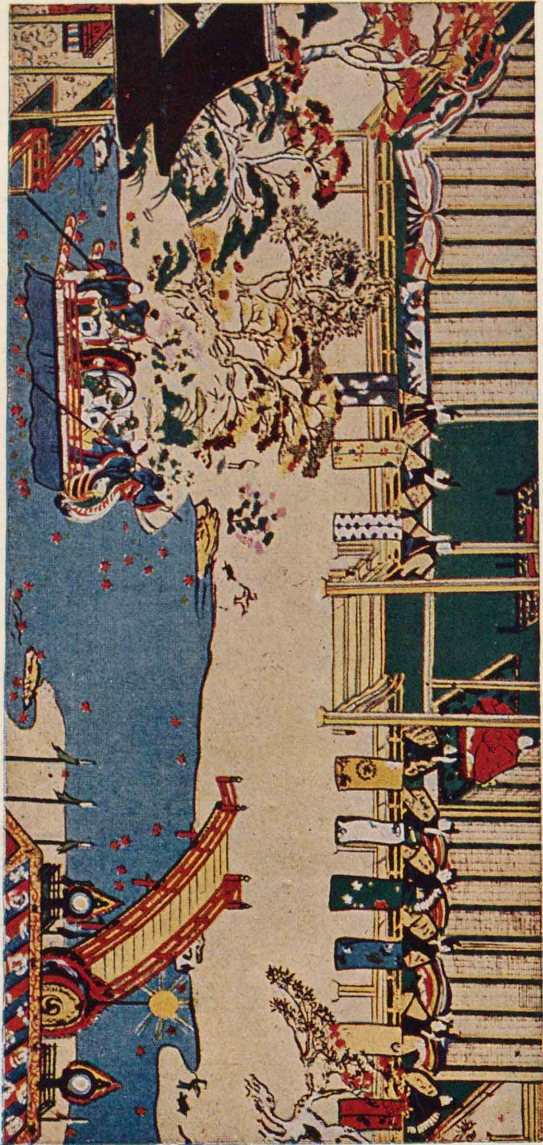
かくて貞盛・秀郷・經基等は戦功により各鎮守府將  
軍となりて世に重んぜられ、この後も變亂ある毎に朝廷より鎮撫

たり。中にも源平二氏最も名あり。

平氏系圖

○桓武天皇 國香 貞盛 維衡  
良將 將門 維將 北條氏  
良文 忠頼 忠常

を命ぜられしによ  
り、その子孫は代々  
武將として顯はれ



平安時代の貴族の祭華  
本圖は萬壽元年(紀元一六八四年)九月十九日後一條天皇が藤原賴通の邸宅に催された御覽にたつた有様を描いた『副義行幸繪圖』中の一節で、船中にて奏する雅樂を聴きながらある。

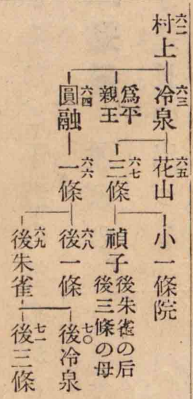
第二十四章 藤原氏の榮華

一門の争 藤原氏は菅原道眞を排斥してより、勢いよいよ盛になり冷泉天皇以後、後冷泉天皇までの八代凡そ百餘年間は攝政・關白の職を占め、女御の多くはその家より出で、他家をしりぞけてひたすら一門の繁榮をはかりしが、程なく一門の間

法成寺供養の圖  
長成寺は道長  
の建てたる寺なり

藤原兼家

皇室御系圖



にも攝關の職をあらそひて不和を生じたり。忠平の孫なる兼家は、己が女の生める一條天皇を御位に即かしめ奉らんが



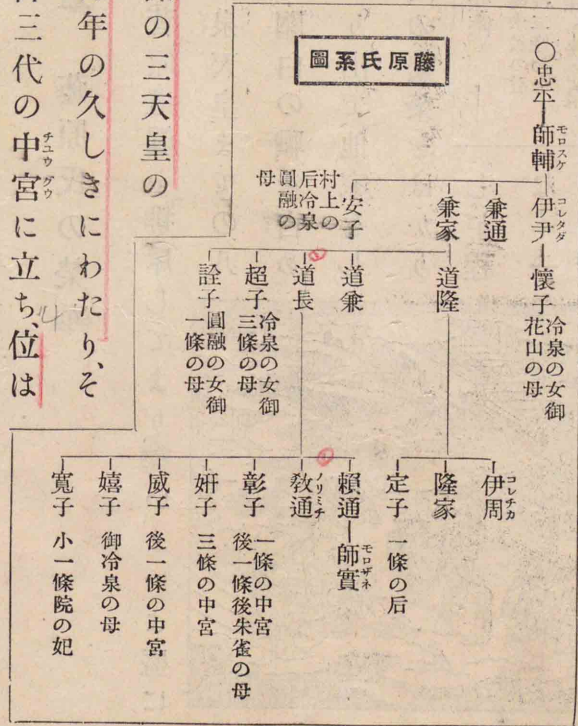
藤原道兼  
藤原道隆

ために次子道兼をして花山天皇をたばかりて出家をす、め奉らしめたり。かくて兼家は關白となりたる後、職を長子道隆にゆづりしに道兼は父が己に與へざるを怨みて親の喪中にも遊興して謹慎せざるなど不道の行多かりき。

藤原道長 兼家の第三子道長の出づるに及びてはその才器と膽力とにおされて、一門中また勢を争ふものなかりき。かくて道長は一條三條後一條の三天皇の間政を執ること二十餘年の久しきにわたり、その三人の女は各この御三代の中宮に立ち、位は

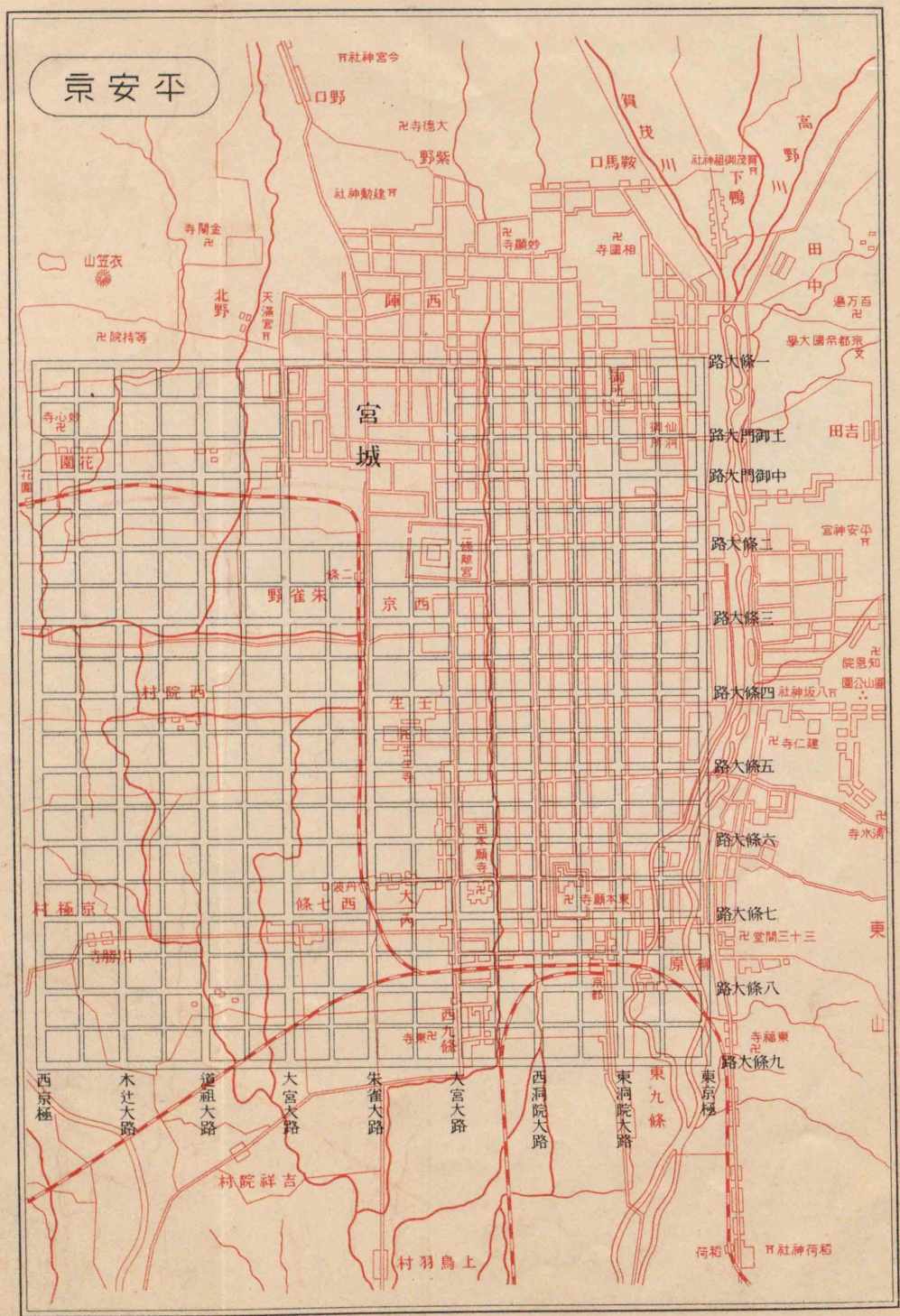
この世をばわが世とぞ思ふ望月のかけたること思へば  
(藤原道長)

藤原氏系圖



中宮





中宮

道長は一條三條後一條の三天皇の間政を執ること二十餘年の久しきにわたり、その三人の女は各この御三代の中宮に立ち位は

威子 後一條の中宮  
 嬉子 御冷泉の母  
 寛子 小一條院の妃

人臣を極め、富は皇室にも過ぎ、その子頼通も、父につぎて攝關たること五十餘年に及び、藤原氏の榮華は極度に達したり。

### 第二十五章 平安時代の文化

**漢文學と國文學** 漢文學は平安時代の初期には唐と交通せしがために盛なりしが、宇多天皇の御代に唐國みだれたるにより、遣唐使などを止め給ひし以來、昔の如く盛ならざるに至り、且この頃、片假名平假名の使用盛になりて、國語

古今和歌集卷第五秋歌下

秋歌下

あまのこゝろをたのむるは  
あまのこゝろをたのむるは  
あまのこゝろをたのむるは

古今和歌集卷第五秋歌下  
ふくからにあきのくさきのしをるればむべやまかせむあらしてふらむ(文屋康秀)

紀貫之の書

凡河内躬恒

を記すことたやすくならければ、漸く國文學興隆の時となれり。紀貫之は假名文にて土佐日記を著ししが、醍醐天皇は貫之と凡河内

古今和歌集

躬恆等ニに勅して、古今和歌集を撰ばしめ給へり。これ、和歌勅撰の始なり。

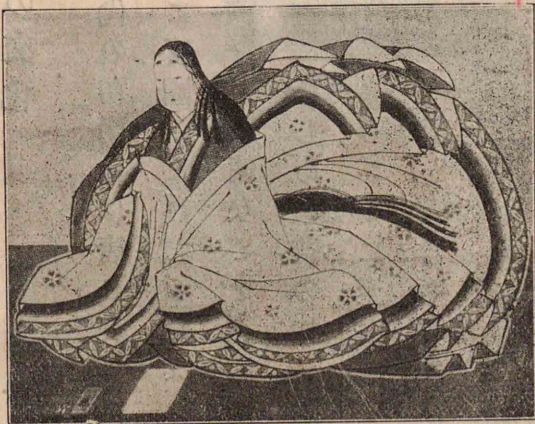
女流文學者 當時、おほむね漢文は男子の文に用ひられ、假名はおもに女子の文に用ひられたれば、女流文學者には國文和歌に秀でたるもの多く出でたり。特に藤原氏がその女を宮中に納るるには、競うて才學ある女子を侍女とする習なりしかば、一條天皇の宮中には紫式部清少納言を始として、和泉式部伊勢大輔赤染衛門などの才媛多かりき。

紫式部  
近江石山寺  
所藏の畫像

和泉式部  
伊勢大輔  
赤染衛門

紫式部

紫式部は初藤原宣孝に嫁せしが、夫の死後、寡居してその二女を教養せり。天皇の中宮上東門院子彰は文學を好み、式部を召しけれ



源氏物語

貴婦人の正装

清少納言

枕草子

行成の書

ば入りてその師ニなれり。式部は性謙讓にして貞操の徳高く、その著せる源氏物語は今に國文の模範として重んぜらる。

清少納言は肥後守清原元輔の女にして才氣すぐれ、ひろく和漢の學に通じ、皇后定子に仕へたり。

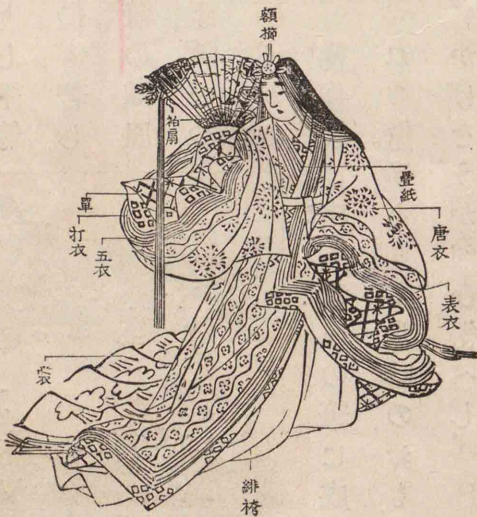
中務地居磐石

重帷椒刺序茂親

有深恒典軍中の尊

月照の光をえる衣前は

と者の境り



その著せる枕草子は世に稀なる名文として源氏物語ニ並び稱せらる。

美術・工藝 國文學の興るニ共に書も次第に國風を加へ、小野道

三蹟

朝臣の宴樂

藤原頼通

鳳凰堂と屋上の鳳凰

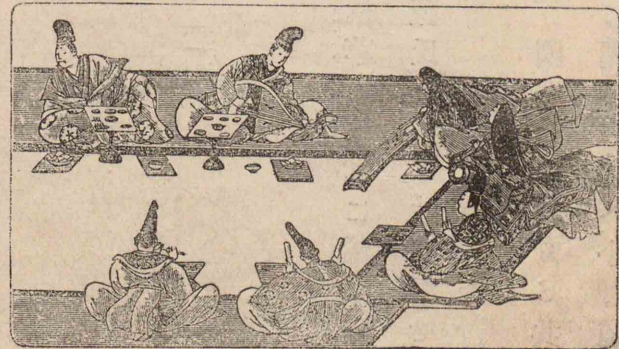
定朝

宅磨爲成



風・藤原行成・藤原佐理の三人は能書のほまれ高く、三蹟の名あり。建築彫刻繪畫等も、貴族の豪奢につれて大いに進歩し、頗る國風を加へて優美なる特色をあらはせり。道長の法成寺頼通の別莊たりし平等院の如きは、その最も著しきものにして、平等院の鳳凰堂は今に残り、名工定朝のつくれる

佛像及び宅磨爲成の筆に成れる壁畫ありて、當時のおもかげをうかゞひ得べし。

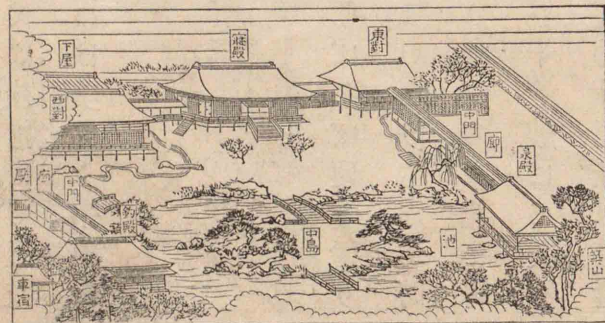


寢殿造(下)

服装圖(上)



風俗 京都の貴族は寢殿造といへる美しき邸宅を構へ、華やかなる衣服を装ひ、花の朝月の夕に詩歌管弦を弄び、遊戯を事として日を送れり。服装は當時官服に束帶衣冠を用ひ、略服には直衣狩衣



直垂等を著せり。女子の正装は唐衣に裳をつけ、又は袷袴にて五衣と稱する。色々の內衣をかさね著たり。その外出には美しき牛車を用ひき。

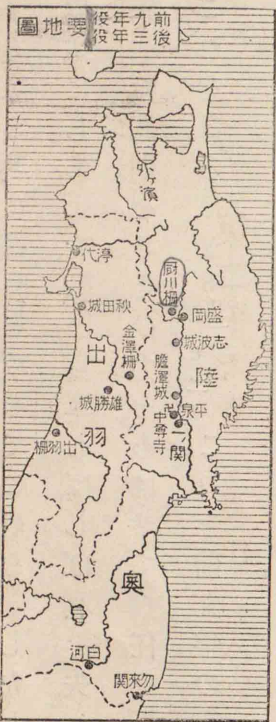
第二十六章 刀伊の入寇 前九年の役

刀伊の入寇 朝鮮半島を一統したる高麗は、しばしば使を送りて入貢を請ひたれど、朝廷許し給はざりしかば、これをうらみて時九州に寇し、後一條天皇の寛仁三年(九六七)には朝鮮の東北に居りし刀伊(女眞)といへる種族、高麗と共に賊船五十餘艘にて突然對馬壹岐を侵し、すゝみて筑前にせまれり。太宰權帥藤原隆家等奮戦してこれを退けたり。隆家は道長の兄の子にして、その子孫世々肥後に住し、後菊池氏と稱せり。

平忠常の叛 この御代には東國にも事變あり。刀伊入寇後九年

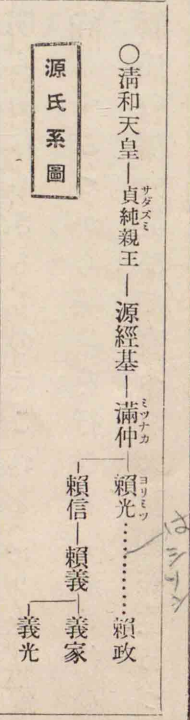
刀伊はもとの渤海の地方に居り、遼に屬せり。  
藤原隆家

平直方 源賴信 安倍賴時 源賴義 衣川柵  
義家貞任に追ひ及び、弓に矢を注し、このものたてはほころびにけり。と下の句をよび、かけしに、眞任直ちに、年をへし、絲のみに、さし、くるの、みだれ、に、れ、の、句、を、連、ね、の、句、を、連、れ、の、句、を、連、家、の、句、を、連、に、感、じ、て、矢、を、放、た、ざ、り、き、と、い、ふ。



乃ち源賴信の子なる賴義を陸奥守兼鎮守府將軍に任じて、これを討たしめ給へり。賴義はその

にして、前上總介平忠常下總に據りて叛きぬ。一六八。その勢一時



盛なりしかば、朝廷平直方(眞盛の曾孫)に命じてこれを討たしめたれど、も勝利を得ず。よりにて源賴信に命ぜしに、賴信は直ちにこれを平げたり。これより東國には平氏衰へて、源氏の勢揚りぬ。

前九年の役 後一條天皇より後朱雀天皇を経て、後冷泉天皇の御代に至り、陸奥の豪族安倍賴時、衣川柵に據りて亂をなせり。朝廷

源義家  
安倍貞任  
清原武則  
厨川柵

子義家と共に頼時を攻めてこれを誅したりしが、頼時の子貞任は勇猛にしてよく戦ひ、官軍しばしば利を失へり。頼義乃ち出羽の豪族清原武則をさそひ、力をあはせて貞任を厨川柵中陸にかこみ、遂にこれをほろぼせり一七二。これを前九年の役といふ。

### 第二十七章 後三條天皇 院政 僧兵

**後三條天皇** 後冷泉天皇崩じて後三條天皇立ち給へり。天皇の御母は三條天皇の皇女にましまし、且天皇は御性質嚴明におはせしかば、憚るところなく藤原氏を抑へ給へり。

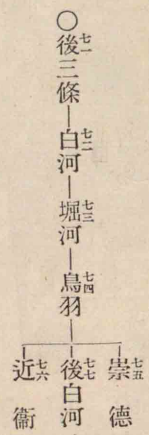
天皇大いに政治を正さんと思し召し、新に記録所を設け、諸國の莊園をしらべて、證券の明らかならざるものはこれをこり上げ、賣官を禁じ、國司の重任を許さず、みづから節儉を行ひ、奢を戒め給ひければ、皇威振ひ興り、藤原氏の勢力從ひて衰へぬ。天皇御在位わづ

記録所  
賣官  
國司の重任

かに五年にして御位を皇子白河天皇にゆづり、院にいまして政を聽かんの御志なりしが、程なく崩じ給へり。世皆これを惜み、前關白頼通すら國家の不幸これより甚だしきはなし。と歎き奉れり。

**院政** 白河天皇も亦英明にましまし、政をみづからし給ひしが、御位を皇子堀河天皇にゆづりて、なほ政を院中に聽き給へり。これより院政といふこと始まり、院宣は天皇の詔勅よりも重くなり、大臣關白はたゞ名のみとなり、れば、藤原氏は全く勢を失へり。やがて上皇髪をおろして法皇

皇室御系圖



となり給ひ、これより鳥羽崇徳二天皇の御代まで、前後三代四十餘年間、院政を執り給へり。

**僧兵** 法皇深く佛法を信じ給ひ、寺院を建て、法會をいとなみ、又しばしば高野、熊野に御幸し給ひしたため、國用次第に乏しくな

法皇の始

院宣

り、再び賣官など行はるるに至れり。かく佛教の盛なるにつれ僧徒專横のふるまひつものり、諸大寺は次第に多くの莊園を有し、佛法保護と稱して數多の僧兵を蓄ふるものあり。延曆寺江・園城寺上・興福寺良・東大寺上などはその著しきものにて、相互に戦ひたるのみならず、朝廷に對しても我儘つのれり。中にも延曆寺・興福寺の如きは、不平の事あれば、京都に亂入して朝廷に強訴するを常とせり。然るに朝臣は柔弱にして如何ともすること能はず、常に源平二氏に命じてこれを防がしめ、京都の治安は専ら武士の手に保たれたれば、二氏の勢力ますます増長せり。



延曆寺(北嶺)  
興福寺(南嶺)  
僧兵

白河法皇嘗て天下に朕が意の如くならざるものは鴨川の采と山法師の采とを數かせ給へり。

### 第二十八章 後三年の役

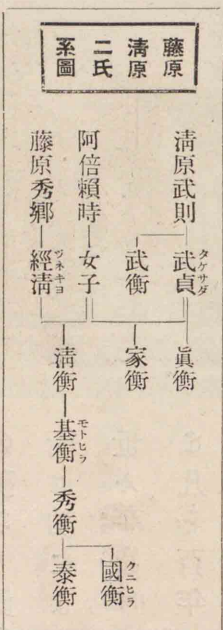
後三年の役 前九年の役の後、清原武則は功により鎮守府將軍に任ぜられ、もこの安倍氏の土地を領し、勢盛なりき。然るに白河天皇の御代に至り、武則の孫なる眞衡は、一族の家衡・武衡等と争を起し、奥羽の地大いに亂れたり。その時、源義家は陸奥守たりしかば、眞衡を助け、敵を金澤柵後羽に攻めたれども利あらず、既にして眞衡の族人藤原清衡・義家に屬し、義

清原眞衡  
清原家衡  
清原武衡  
金澤柵

ふく風をなごその關と思へども路もせにちる山櫻花(源義家)

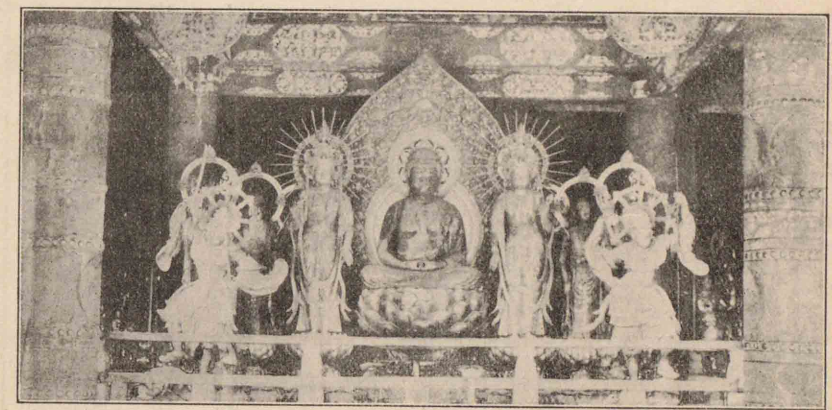
藤原清衡

源義光



家の弟義光もまた官をすてて京都より來り援けしにより、遂に柵を攻め落して家衡・武衡を滅せり。この戦に義家、雁行の亂る、を見たり。伏兵の難を免れ、また剛臆の座を分ちて部下の將士を上げましたるなごは人の知れる所なり。世にこの戦を後三年の役といふ。  
**源氏と東國** この役後、義家は部下の恩賞を請ひたるに、朝廷こ

金色堂内の佛像  
定朝の作と傳ふ  
平泉



れを私闘なりとして許さざりしかば、義家は私財を以て將士を賞せり。これより東國の武士深くその恩に感じ、ますます心を源氏に寄するに至れり。  
**陸奥の藤原氏** 藤原清衡は秀郷六世の孫なり。眞衡は戰役中に歿しければ、清衡は功によりて清原氏の舊地を得、子孫世々平泉中に居て勢を東北に振ひし。こゝ凡そ百年に及べり。清衡の建てたる中尊寺の金色堂は、今なほ残りて當時の富盛をしのばしむ。

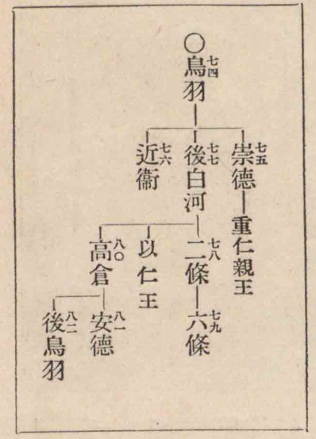
第二十九章 源平二氏の盛衰

強裝束

平忠盛

**鳥羽法皇** 白河法皇の崩後は鳥羽法皇の院政にて、崇徳近衛後の白河の三代二十八年間に及べり。法皇華美を好み給ひ、朝臣の服裝の強裝束となり、冠烏帽子をも漆にて固むること行はれたり。かくて華美のはては柔弱となり、男子が白粉をつけ、黛をゑがき、齒を染むることなご行はれ初めぬ。

皇室御系圖



の御長子におはせしが、法皇はその御末子なる近衛天皇を愛し給ひ、その御年わづかに三歳なるに、崇徳天皇をして御位をゆづらし

**保元の亂** 崇徳天皇は鳥羽法皇

は貞盛五世の孫なる忠盛し、功を西國に立て、白河鳥羽兩法皇の御信任を受けて、源氏にもまさる勢となれり。



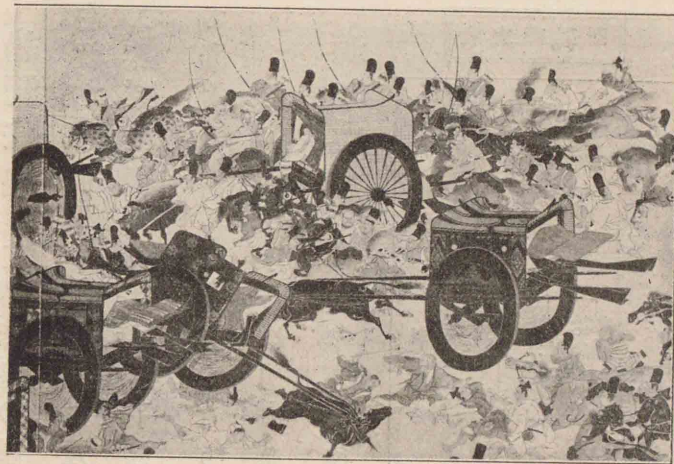
天皇方

美福門院  
藤原忠通  
源義朝  
平清盛

上皇方

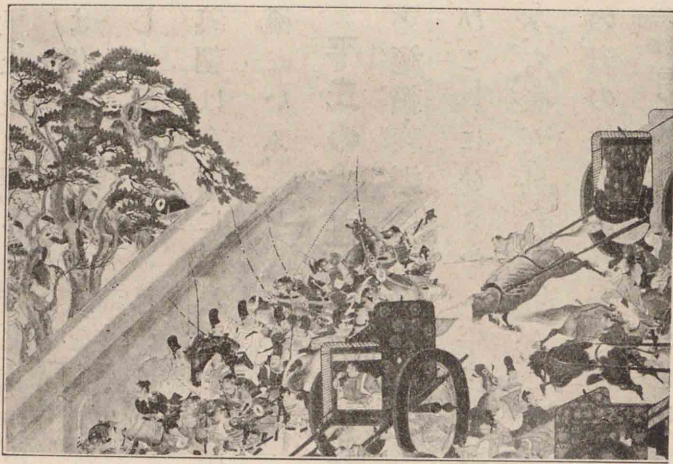
藤原頼長  
源爲義  
平忠正

平治の亂  
住吉慶恩筆  
平治物語繪卷



め給へり。然るに近衛天皇世を早め給ふに及び、その御母なる美福門院は關白藤原忠通はかり、崇徳上皇の皇子重仁親王をよそにして、皇兄後白河天皇を立て奉りければ、上皇いたく憤らせ給ひぬ。この時忠通の弟に、左大臣頼長といへる者あり。兄と相善からず、己かはりて關白たらんと欲し、上皇に重祚をすゝめ奉れり。保元元年一八一法皇の崩じ給ふや、頼長は源爲義タケヨシその子爲朝タケトモ及び平忠正タケサダ弟の等を召して、兵を白河殿にあつめたり。然るに爲義の長子義朝タケトモ忠盛の長子清盛等は既に朝廷の召に應じてこれを攻めやぶりければ、頼長は流矢にあ

濱千鳥あとは  
都に通へども  
身は松山にね  
むのみぞなく  
(崇徳上皇)



たりて薨じ、爲義忠正は斬られ、爲朝は流され、上皇は讃岐にうつされ給へり。これを保元の亂といふ。

**平治の亂** 保元の亂は父子兄弟、姪相そこなひ、上下ともに倫理にもとれる世なりけり。後白河天皇は亂後まもなく御位を皇子二條天皇にゆづりて院政を行ひ給ひしが、この時藤原通憲ツグノリといへるもの、上皇の御信任あつかりしかば、清盛これと姻戚となり、勢力義朝の上に出で、義朝頗る不平なりきた。また藤原信頼ノブタカといへるもの、かねて上皇の御信任を受けしが、通憲に妨げられて近衛大將となること能はざりしかば、ここに

平家方  
藤原通憲  
平清盛

源氏方  
藤原信賴  
源義朝

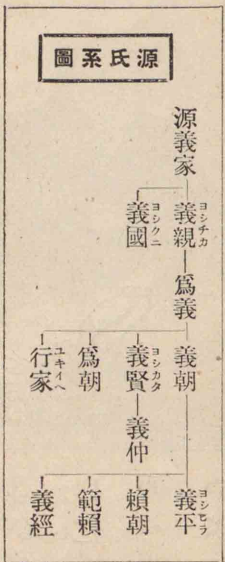
源頼朝  
源範賴  
源義經

建禮門院子  
徳子

六條天皇は三歳に  
て叔父の六歳なる  
高倉天皇を太子に  
立給へり。五歳に  
て清盛の給へり。ま  
を譲り給へり。ま  
を推すべし。

義朝と相結び、通憲、清盛を除かんと謀れり。平治元年九八一年、信賴、義朝は清盛の熊野伊紀に詣でたるを機とし、御所に據りて兵を擧げ、天皇上皇を押しこめ奉り、ついで通憲を殺しぬ。清盛變を聞きて途中より馳せかへり、謀を以て天皇をその第に迎へ奉り、長子重盛等をして御所を攻めしめ、大いにこれを破りぬ。かくて信賴は誅せられ、義朝は東國に逃れんとし、尾張にて殺されたり。世にこれを平治の亂といふ。

**平氏の全盛** この亂後、義朝の子なる頼朝は伊豆に流され、その弟範賴、義經は幼少にして事なきを得たれど、源氏の一族は多く亡び、これにひきかへ平氏は朝日の昇る勢にて、清盛は官位頻りに進み、六條天皇立ち給ふに及びては、従一位太政大臣にのほり、遂にその妻の妹の生み奉れる高倉天皇を御位に即かせ、己が女なる徳子建禮門院を納れて中宮とせり。かくて清盛は外戚として政治の全權を



握り、藤原氏を排して己が一族を高位高官に列し、その所有の莊園は三十餘國にわたりて、富と勢を獨占せしかば、當時、平氏にあらざるものは人にあらず。といはるゝに、至り、平氏の隆盛なりしこと、藤原氏に超えたり。

### 第三十章 平氏の滅亡

鹿谷の會合  
藤原成親  
僧俊寛

重盛の忠孝

**清盛の亂行** 清盛は勢にまかせて専横なるふるまひ多く、後白河法皇の院政もたゞ名のみとなりければ、治承元年一一八三年、法皇の近臣なる藤原成親は僧俊寛等とひそかに平氏を滅さんと謀りしに、事あらはれて、或は殺され、或は流されぬ。されど清盛は法皇のこの企に與り給へるをうらみて、幽し奉らんとせしが、重盛諫めてこ

平重盛  
山城國高雄  
の守護寺所  
藏畫像

れを止めき。やがて重盛薨せしかば、清盛また憚る所なく遂に法皇を押しこめ奉り、關白以下の公卿三十餘人の官職をうばひ、又徳子の生み奉れる安徳天皇のわづかに三歳なるを御位に即かせ奉れり。

源頼政 源氏の一流に源頼政とい



以仁王  
宇治橋の戦  
後白河法皇



へるものあり。清盛の専横を見るに忍びず、治承四年一八四年法皇の御子以仁王を奉じ、令旨を諸國の源氏に傳へ、共に平氏を滅さんごせしが、戦やぶれて宇治城に死し、王もまた流矢にあたりて薨じ給へり。

福原

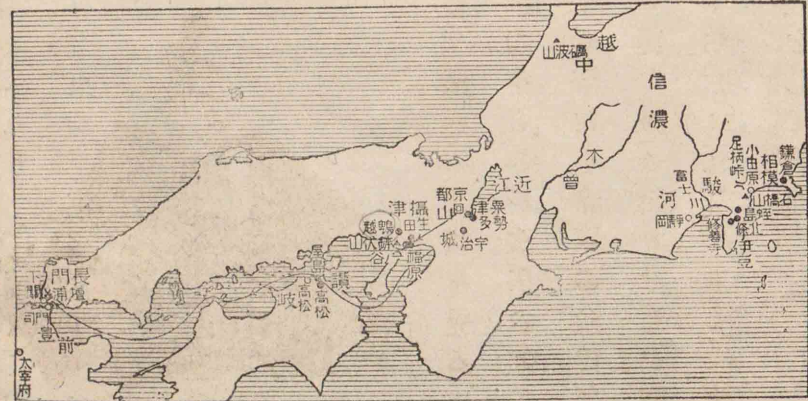
さきいづる花  
のみやくをふ  
りすて、風ふ  
くはらの末ぞ  
あやふき  
(當時の落首)

北條時政  
石橋山の戦

平維盛  
富士川の陣  
富士川の瀨々  
の岩す水々  
りも早くもお  
つる伊勢平氏  
かな  
(當時の落首)

福原遷都 この事ありて後清盛は恣に都を己が別荘地なる福原今の神戸市の西部にうつし、天皇法皇をむかへしが、朝臣みなこれを喜ばざりければ、まもなくまた京都にかへれり。

源頼朝 この年源頼朝、以仁王の令旨を奉じ、北條時政等の助を得て伊豆に起り、一たびは石橋山の戦にやぶれたれども再び起り、東國の武士を従へて鎌倉模相に據り、勢大いに振へり。清盛これを聞き、嫡孫維盛をしてこれを討たしめしが、維盛等進みて富士川河に至り、源軍の盛なるを見、おそるること甚だしく、一夜水



源平時代要地圖

禽の羽音におごろかさされ、戦はずして逃げかへり一八四。されど頼朝はこれを追はずして鎌倉にかへり、専ら東國を定めたり。

源義仲

頼朝につぎて、その従弟なる源

義仲もまた以仁王の令旨を得て、木曾濃信に

起り、進みて北陸道を従へければ、維盛また

大軍を率ゐて赴きふせぎけるに、義仲これ

を礪波山中越に破り、逃ぐるを追うて京都に

攻め上れり一八四。この時、清盛はすでに病

みて薨じ、その次子宗盛嗣ぎしが、義仲の軍

勢をおそれ、天皇及び神器を奉じ、一族を率

ゐて西海に奔りぬ。されば義仲は直ちに入

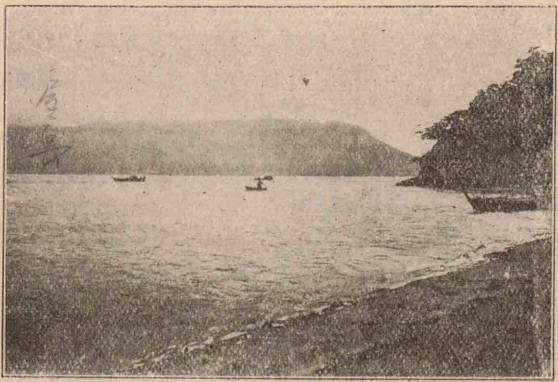
京し、法皇に謁して平氏追討の命を拜せしが、功にはこりて亂暴な

りしかば、頼朝は法皇の旨を奉じ、範頼、義経をして義仲を討たしめ

屋島の遠望

礪波山の戦

平宗盛



宇治・勢多の戦

粟津

たり。義仲これを宇治山城勢多にふせぎしが、軍やぶれ、走りて粟津江に到り戦死せり。

時に

壽永三年一八四年なり。

平氏の滅亡

かかる間に平氏は勢を

恢復し、安徳天皇を奉じて福原にかへり、

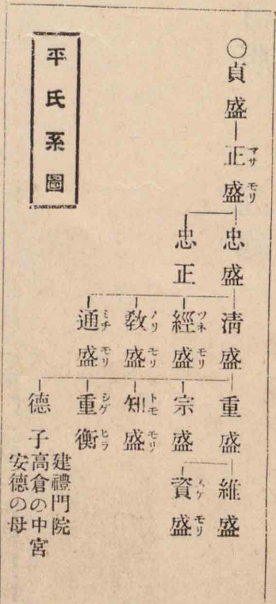
一谷に據りしが、まもなく範頼、義経に攻

めおこされしかば、海をわたり讃岐の屋

島に據れり。されどここをも義経にやぶ

られ、遂に長門の壇浦に追ひつめられて、

ここに大海戦を開きしが、平氏の軍全く

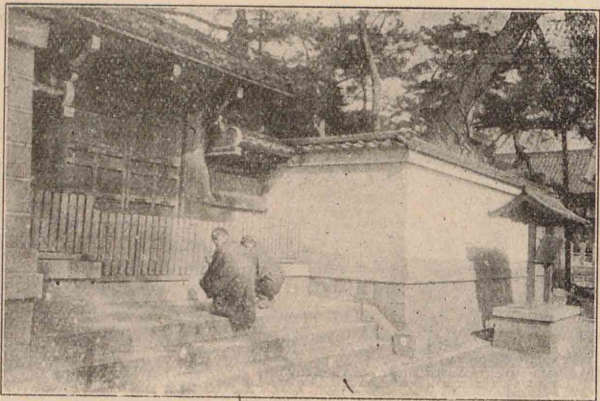


一の谷の戦

安徳天皇御陵 下關市にあ

屋島の戦

壇浦の戦



二位尼  
京の人々平氏の盛衰榮枯の速なるを觀ぜざるものなく盲人某これを聽平家節といひ後世まで行ばる。

敗れて、一族ほごんご戰死し、清盛の妻二位尼は、安德天皇御年八歳をいだきて海に沈み、宗盛は捕はれ、後に殺されぬ。時に壽永四年一八四五年なり。驕れる平氏久しからず、清盛太政大臣となりてより、わづかに十九年にして亡びたり。これより後ゴ鳥羽ト天皇の御代となる。

女學校用修訂日本歴史 改訂版 上卷終

64	63	62	
圓融	冷泉	村上	
六四九一六	六七〇一三	六〇六一三	
天慶二(六〇〇)平將門謀に伏す			
四(六〇〇)藤原純友誅に伏す			
81 安德			
八四〇一八四五			
治承元(八三七)藤原成親僧俊寛等流さる			
三(八三九)平重盛薨す			
六治承四(八四〇)源頼政兵を擧ぐ○源頼朝義仲各兵を起す			
養和元(八四一)富士川の陣○清盛薨す			
壽永二(八四三)平氏西奔、義仲入京			
三(八四四)義仲敗死す○一、谷の戦			
四(八四五)屋島の戦○壇の浦の戦、平氏亡ぶ			

略年表 第三 平安時代

御代	天皇	皇極在位年數	號(紀元)	主なる事項
50	桓武	四一六—四一七	延曆三(四四四)	長岡遷都 僧澄比叡山に延曆寺を創む
51	平城	四一六—四一九	四大同元(四六六)	僧空海歸朝して眞言宗を傳ふ
52	嵯峨	四一九—四二二	弘仁元(四七〇)	藏人所を置く
53	淳和	四二二—四二五	天長七(四九〇)	檢非違使廳を設く
54	仁明	四二五—四二八		
55	文德	四二八—四三〇	天安元(五七七)	藤原良房太政大臣となる
56	清和	四三〇—四三三	貞觀八(五五六)	良房攝政となる
57	陽成	四三三—四三六	元慶八(五四四)	藤原基經天皇を廢し奉る
58	光孝	四三六—四三九	元慶八(五四四)	萬事基經に白して後奏せしむ
59	宇多	四三九—四四二	仁和三(五七七)	基經關白となる
60	醍醐	四四二—四四五	昌泰二(五五九)	高望王に平姓を賜ふ 藤原時平を左大臣とし菅原道真を右大臣とし給ふ
61	朱雀	四四五—四四八	承平六(五九六)	高麗新羅に代り牛島を統一す 平將門誅に伏す
62	村上	四四八—四五〇	延長五(一五七)	渤海國亡ぶ
63	冷泉	四五〇—四五三	三(一五三)	道眞太宰府に薨す 古今和歌集成
64	圓融	四五三—四五六	四(一六〇)	藤原純友誅に伏す
65	花山	六四四—六四七	後一條	刀伊の賊入寇す 藤原道長薨す
66	一條	六四七—六五〇	三	平忠常誅に伏す
67	三條	六五〇—六五三	後一條	鳳凰堂成る
68	後一條	六五三—六五六	後冷泉	前九年役平定し安倍貞任誅に伏す
69	後朱雀	六五六—六五九	後三條	新置の莊園を止む○記録所を置く
70	後冷泉	六五九—六六二	堀河	應德三(七四六)
71	後三條	六六二—六六五	白河	寬治元(七四七)
72	白河	六六五—六六八	鳥羽	白河上皇の院政始まる
73	堀河	六六八—六七一	崇德	後三年役平定す
74	鳥羽	六七一—六七四	近衛	
75	崇德	六七四—六七七	二條	
76	近衛	六七七—七八〇	後白河	
77	後白河	七八〇—七八三	六條	
78	二條	七八三—七八六	高倉	
79	六條	七八六—七八九	安徳	
80	高倉	七八九—八四二	安徳	
81	安徳	八四二—八四五		

大正十二年十一月二十二日  
 大正十一年十二月二十二日  
 大正十一年十一月二十二日  
 大正十一年十月二十二日  
 大正十一年九月二十二日  
 大正十一年八月二十二日  
 大正十一年七月二十二日  
 大正十一年六月二十二日  
 大正十一年五月二十二日  
 大正十一年四月二十二日  
 大正十一年三月二十二日  
 大正十一年二月二十二日  
 大正十一年一月二十二日

女學用校  
 訂訂訂訂訂訂訂訂訂訂  
 正正正正正正正正正正  
 再再再再再再再再再再  
 版版版版版版版版版版  
 發發發發發發發發發發  
 行行行行行行行行行行

大正十六年  
 度臨時定價  
 上卷 金六拾六錢  
 下卷 金壹圓五錢



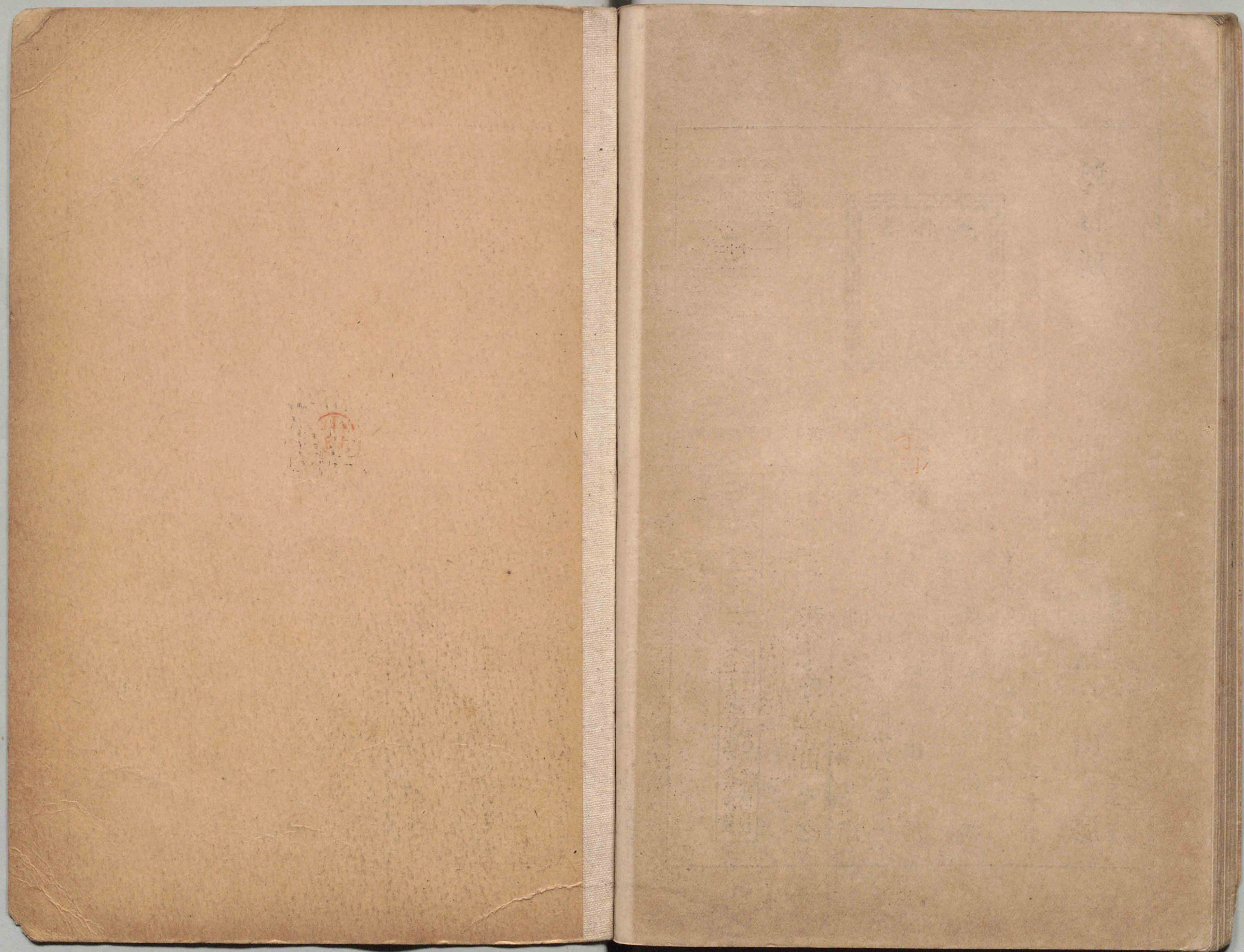
發行所

東京神田區通  
 保町九番地

(明治廿九年  
 六月設立)

合資會社  
 富山房  
 長電話大手七〇一三番  
 振替口座東京五〇一番

著者 萩野由之  
 訂補者 龍  
 發行者 東京市神田區通神保町九番地  
 合資會社 富山房  
 右代表者 合資會社富山房社長  
 坂本嘉治馬  
 印刷所 東京市小石川區久堅町百〇八番地  
 共同印刷株式會社







第一學年

小  
田

広島大学図書

2000082106



DDA